

令和6年第1回臨時会

# 松崎町議会会議録

令和6年1月19日開会

令和6年1月19日閉会

松崎町議会



## 令和6年松崎町議会第1回臨時会会議録目次

### ◎第1号（1月19日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名について	3
○会期の決定について	3
○報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）	4
○議案第1号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度松崎町一般会計補正予算（第6号））	4
○議案第2号 松崎町課等設置条例の一部を改正する条例について	8
○議案第3号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	39
○議案第4号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第7号）について	42
○議案第5号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第3号）について	46
○議案第6号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第3号）について	
○閉会の宣告	53
○署名議員	54



令和6年第1回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年1月19日（月）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
- 第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松崎町一般会計補正予算（第6号））
- 第 5 議案第 2号 松崎町課等設置条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 3号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 4号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 8 議案第 5号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第 6号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第3号）について

---

出席議員（8名）

1番	藤井昭一君	2番	菜野良枝君
3番	高橋良延君	5番	田中道源君
6番	小林克己君	7番	高柳孝博君
8番	藤井要君	9番	深澤守君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
教育長	平馬誠二君	総務課長兼 防災監	齋藤聡君
企画観光課長	八木保久君	窓口税務課長	糸川成人君
健康福祉課長	鈴木悟君	生活環境課長	高橋和彦君
産業建設課長	鈴木清文君	会計管理者	船津直樹君
教育委員会 事務局 局長	松本利之君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場千徳 書記 飯田 聖

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（深澤守君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年松崎町議会第1回臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（深澤守君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し合わせにより、議場内で上着を取ることを許します。

撮影について申し出がありましたので許可いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（深澤守君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（深澤守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、小林克己君、7番、高柳孝博君、補欠、8番、藤井要君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（深澤守君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(深澤守君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

---

◎報告第 1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)

○議長(深澤守君) 日程第3、報告第1号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)の件を行います。

提出者から報告を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 報告第1号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)についてでございます。

詳細は、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(深澤守君) 企画観光課長。

○企画観光課長(八木保久君) それでは、報告第1号専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決事項に当たります。損害賠償額の損害賠償の額を定めることにつきまして、専決処分を行ったため、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

この事故につきましては、令和5年11月19日の強風により、町有施設である道の駅花の三聖苑内の、旧かじかの湯前の駐車スペースに駐車していた車に、桜の木の枝が落下し、車両を損傷させたものとなります。

損害賠償の額は、修繕費用に当たります6万8860円で、相手方は車両所有者で、専決処分書に記載の通りでございます。なお損害賠償額につきましては、全額町が加入しております、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものとなります。

報告第1号の説明は以上でございます。

○議長(深澤守君) 以上で、報告第1号専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)の件を終わります。

---

◎議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度松崎町一般会計補正予算(第6号))

○議長(深澤守君) 日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度松崎町一般会計補正予算(第6号))の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案の理由を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度松崎町一般会計補正予算(第6号))についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(深澤守君) 総務課長。

○総務課長(齋藤聡君) それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度松崎町一般会計補正予算(第6号))についてご説明いたします。

議案第1号は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための、支援として、国の重点支援地方交付金を活用し、令和5年度、個人住民税の均等割非課税世帯に対し、物価高騰対策支援給付金7万円を支給する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年12月20日に一般会計補正予算の専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

お手元の一般会計補正予算書第6号の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7975万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億2571万9000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表でご説明いたします。

第2条、繰越明許費の追加につきましては、第2表でご説明いたします。

2ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算の補正額になります。まず歳入からご説明いたします。款、項、補正額の順に読み上げます。14款国庫支出金、第2項国庫補助金、7975万円、歳入合計補正前の額、42億4596万9000円、補正額7975万円、補正後の額、43億2571万9000円でございます。

続きまして歳出3ページになります。同じく、款、項、補正額の順に読み上げます。3款民生費、1項社会福祉費、7975万円、歳出合計補正前の額、42億4596万9000円、補正額7975万円、補正後の額、43億2571万9000円でございます。

続きまして、繰越明許費の補正額になります。4ページの第2表をご覧ください。今回物価高騰重点支援給付金事業を追加分、1073万円ですが、申請給付期間を一定期間確保するため、翌年度に繰り越します。

続きまして、補正額の財源内訳についてご説明をいたします。6ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正額の合計は 7975 万円ですが、こちらの財源につきましては、全額国庫支出金となります。

それでは、歳出 9 ページをお願いいたします。3 款 1 項 15 目、物価高騰を重点支援給付金、追加分事業費といたしまして、7975 万円を計上いたしました。主な内容のみご説明をさせていただきます。まず 1 節、報酬 44 万円ですが、これは受け付け業務等を行う会計年度任用職員の報酬となります。11 節役務費 51 万 1000 円のうち、郵便料 39 万円は、今回の給付金は、町の資料に基づき、対象者への申請書等の通知及び返信用に係る郵便料となります。12 節委託料 76 万 5000 円は、データ入力のための費用や、電算システムの改修費用などとなります。18 節負担金補助及び交付金 7700 万円は、1 件当たり 7 万円の給付金を 1100 件予定しております。対象は、令和 5 年 12 月 1 日において、松崎町に住民登録があり、世帯全員の令和 5 年度分の個人住民税均等割が非課税となっている世帯となります。

続きまして歳入になりますが、7 ページをご覧ください。財源につきましては 7 ページにある通り、全額物価高騰を重点、すいません、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てました。今回の給付金事業は、11 月 2 日に閣議決定し、11 月 29 日に国の補正予算が成立しました。当町におきましては、2 月上旬から対象となる世帯宛に、順次関係書類を送付する予定であります。今後の給付金事業は、11 月 2 日に閣議決定し、11 月 29 日に国の補正予算が成立しました。当町におきましては、2 月上旬から対象となる世帯宛に、順次関係書類を送付する予定であります。今後、給付が円滑にできるよう万全を期して参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。説明は以上となります。

○議長（深澤守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7 番（高柳孝博君） これは国の方の施策で、お金を出していただけるということですので、できるだけ速やかに進めたほうがいいと思いますけれど、2 月から進めるということでしたけれど、いつまでに完了する予定でいるのか、それと繰り越しになったところの業務はどのようなことが残ってるんでしょうか。

○議長（深澤守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木悟君） ただいまご質問のございました、スケジュール的な関係でございますけれども、12 月 20 日予算の専決処分。そして電算会社との契約が 1 月の中旬、そして、システム提供ということで電算会社の方からの提供が、本日ございます。そして今後 1 月下旬から要綱等の作成が完成いたしましたして、1 月、失礼しました、2 月の中旬に、広報お知らせ版等で全戸配布。それから、対象者あての通知ということで予定は 2 月の中旬を予定して

おります。

また2月の下旬頃には、第1回の取りまとめを行いまして、申請書の到着待ち順次支給の手続きに入らせていただきます。

また、5月の下旬には、申請世帯への送金の終了の予定見込みということでございまして、なるべく早く、皆様からいただきましたらばそれで、今年度内に支給をしていくわけですが、やはりどうしても申請の締めがですね、4月後半を予定しておりますので、それに対するものがやはり繰り越しとなってくる理由でございます。以上でございます。

○議長（深澤守君） 菜野君

○2番（菜野良枝君） 2番。これ専決で処分したことによって、どのくらい作業っていうか、事業が進むようになったんでしょうか。要は、本来の手続きを踏んだらどのくらいの支給になってしまったのか、早くしたことによって、期間の差ですね、それを教えていただきたいです。

○議長（深澤守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木悟君） ただいまご質問の期間の差でございますけれどもやはり電算会社等との調整そういったものがございまして、それをいろいろと打ち合わせをしていく中の過程でやはり専決で実施させていただきたいということで、先般、12月議会の終了でございましょうか、その時にお話をさせていただきました。これが通常の議会等、またやった場合との差でございますけれどもやはりどうしても半月ぐらいどうしても遅れてくるのかなというふうな想定をしております。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 3番。今の2番議員と同じような質問にかぶると思いますけれども、この給付金については、新聞報道なんかで、よく、12月中に、各自治体の方で支給をしていると、されるというような報道がよく新聞で、私見たわけですがけれども、例えばそういったところの、年内に支給するようなどの自治体と、例えばうちの方、2月に上旬に申請書を上げてそれから支給という、この違いっていうのは、どういうことをだということ認識してらっしゃるでしょうか。

○議長（深澤守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木悟君） ただいま高橋議員のお話ありました、岸田総理の方は12月に年内支給ってことで、マスコミ等の中でもお話をさせていただいてますけれども、ここにちょっと新聞でも新聞の記事等もあるんですが、年内給付困難なのが約7割強ということでこれますます増えてくということで、政令市の関係なんですけれども、ございます。結果的には、国の方でそれを決めるんですけれども、やはり実際の事務の流れといたしましては、そこから国の方から詳細な制度設計のお知らせだったり、そして、ベンダー、電算会社等のシステムの構築、

そういったものがありますので、やはりどうしてもその期間、間が開いてしまうということで、ほぼ8割のところはなかなか年内給付は難しいというのが現状でございます。また賀茂郡下の状況でございますけども、大体私どもと同じような形で、2月の中旬ぐらいからというのが、大体の支給の開始という状況でございます。

○議長（深澤守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松崎町一般会計補正予算（第6号））の件を挙手により採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

（午前 9時18分）

---

#### ◎議案第 2号 松崎町課等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（深澤守君） 日程第5、議案第2号、松崎町課等設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第2号、松崎町課等設置条例の一部を改正する条例についてでございます。詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） それでは、議案第2号、松崎町課等設置条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。今回の改正では、4課17係を6課16係に再編いたします。現在、業務や職員数が多い企画観光課と健康福祉課を分割することにより、各課長の業務に対するマネジメントが十分に行き届くようにすることにより、それぞれの課の業務が確実に行われ、また総務課の業務を減らし、役場の働き方改革を推進することにより、防災や職員採用に取り組める体制を強化し、他の課を含めた役場全体の働く環境の改善や、仕事の効率化を実現しようとするものになります。

それでは条例の内容についてご説明をいたします。3枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が現行の条例、右側が改正案となります。第1条中、企画観光課及び健康福祉課を削り、総務課の次に企画財政課と地域振興課を加え、窓口税務課の次に、健康増進課と福祉介護課を加えます。

それでは具体的な内容についてご説明をいたします。2ページ後ろの人員配置比較表と記載されたA4の横版の資料をご覧くださいと思います。表の左側が令和5年11月1日現在の職員配置の状況になり、右側が機構改革を行った場合の配置表となります。まず総務課からご説明いたします。現在総務課は総務係、財政係、消防防災係と、財政係が兼務している行財政改革推進室がありますが、財政係を企画財政課に移し、検査管理係を新たに設置します。検査管理係は、電子入札を導入することから、今まで産業建設課が行っていた入札や検査業務を担当することに加え、総務係が行っている庁舎管理や、普通財産の管理なども含めて業務を行ってまいります。

次に、企画調整課ですが、企画調整課は企画財政課と地域振興課に分割します。まず企画財政課ですが、企画係と財政係とし、企画係は、現行の町の重要施策の企画やイベント、広域連携、広報、調査業務、電算業務に加え、町長の秘書業務、秘書事務などを担当します。また、財政係は、現在の財政事務と、行財政改革推進室事務を引き続き担当します。

次に地域振興課ですが、商工観光係とまちづくり係としますが、美しい村推進係は、まちづくり係に名称変更いたします。

次に、産業建設課ですが、先ほど総務課の説明の際にもご説明いたしましたが、現在管理係が行っている入札に関する業務を総務課、検査管理係へ移行します。これにより県から指摘を受けている工事の施工部門と検査部門が同じである問題が解消されることとなります。また、産業係が兼務している桜葉振興室は産業係の業務に統合いたします。

次に、健康福祉課です。健康福祉課は健康増進課と福祉介護課に分割します。まず、健康増進課です。健康増進課は、現在、健康対策室と保険年金係の業務を担当します。

次に、福祉介護課ですが、福祉係と介護保険係、地域包括センターが行っている業務をその

まま担当することになります。

この条例は、令和6年4月1日からの施行となります。今回の機構改革は、第6次松崎町総合計画を着実に実施していくため、庁舎内、各課内での業務が円滑に行われるようにしたいと考えているもので、職員の働き方改革を推進し、役場全体の働く環境の改善や仕事の効率化を推進するものとなります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

小林君。

○6番（小林克己君） 6番。今課長の方から説明がありましたが、自分が思うやつとちょっと乖離がありますので、ちょっと聞いていただきたいと思います。総務課は、全協のときに、県の防災士の資格を有する議員から、消防防災係を課にしないのか、近隣の自治体では課であるとの発言がありました。私もそのように感じておりました。また、前回の定例会で消防団の定年廃止が決定されました。これも共助の考えから私も賛成いたしました。消防団の問題は、小隊再編と団員の待遇を改善することであり、また、地盤の液状化や、津波被害を受ける詰所の移動を含めても考えるべきであると考えております。避難タワーの設置や、指定避難、避難ビルのこれが液状化に対して適正なのか。これを平時のときに、解決していかなければならないと考えております。1年後か2年後には、町民に示していく必要があるのではないかと。責任を持って取り組んで、いくためにも、消防防災課は課にする必要があるってことは個人的に感じております。

また、この企画観光課、改革案では、企画財政課として課の中に、企画係と財政係が一緒であります。全く自分はこれは理解できません。事業を計画したら、青天井で、お金は使いたい放題であります。去年は台湾に行かれましたが、何の目的でどのような収穫があつて今後どのような対策されるのか、これから報告があつたりとかするとは思いますが、イベントを計画したら、やりたい放題になってしまうのか、私はこれ、とても心配しております。今回、説明はないですが、教育委員会、去年の9月末には…。

○議長（深澤守君） すみません。なるべく短めで一問一問にしてもらえますか。

じゃ、とりあえず、いままでのやつを回答してもらってもいいですか。教育委員会の話は回答が終ってから、してもらいます。

じゃ、最初の防災までのやつを内容を整理して、もう一度お願いできますか。

小林議員。

○6番（小林克己君） 防災までというか、この全体の形でまとめさせてもらってもよろしい

でしょうか。

○議長（深澤守君） もう少し端的にお願いできますか。

○6番（小林克己君） それじゃ、教育委員会は、西豆で子供を育むって形で、西伊豆町と、広域的に議論されたらどうかと思います。健康福祉課に関しても、これからコロナ禍の時期に、多くの職員を抱えていたからこそ、多忙な職務をこなすことができたのではないか。このようなことからとりあえず機構改革を実施してみてもどうかと、やってみてはわからないんだろうと、無責任な対応ができるわけがないような案件であると感じております。実効性のある改革案とはとても考えられません。アクセルがあってもブレーキがないと感じております。もしくは、アクセルを踏んでも空ぶかしで、前に進まない。そのようなことから、私は今回の機構改革の案には反対したいと思っております。質問しても、そして自分との乖離が幾つもあるというところで、実効性があるものと、自分を感じておりませんが、その辺はどのように、考えておりますでしょうか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 全協、2回の全協でも説明をさせていただきました。今回いろんな現状が今までと違っています。職員につきましてもなかなか昔と違い公務員離れが進んでおり、なかなか人が確保するのが難しいというような状況が、実は5、6年前から来ておまして、自分も職員のときからすごく感じていたところがございます。そういったところがありながらも今まで先延ばしにされてきたものを、今この時期に、やはり改善していかなければならないということで、自分が着任してからいろんな形で新しい方法でも採用を進めてきていたところがございます。しかも、これから先10年以上先についても、職員の名前を入れたシミュレーションをしっかりと作った中でどうしていくのが良いかというようなものを、この何ヶ月という間、課長たちのヒアリングも含め、進めてきたところがございます。内部について現場の中で、そういった現状を把握し、そして近隣との関係性も含みながら、自分たちはこういった機構改革というものが必要であろうという判断をし、その中で実効性に伴うものをしっかりと職員が働く環境として、組み立ててきたものでございます。外から見ているようなご意見あるかと思えますけれども、内部において、そういったものをしっかりと経験と、課長たちの意見も、吸い上げながら、しかもしっかりと将来を見据えた10年以上先のものまで組んだ中で、今回の機構改革というものを進めていくという形になっております。特に潤沢に職員がいるような状況がこれまでの採用の計画の中で、順当にきているのであれば、もっともっとメスを入れた改革を進められるところがございます。先ほど小林議員がおっしゃった通り、防災係も実は、しっかりと分けてというようなことが、職員の数がいれば対応できるところがございますが、そういった中でも、最小限の中で、最高の結果に向かって進むための、今回の機構改革とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（深澤守君） 小林議員。

○6番（小林克己君） 6番。自分も今のこの現状のまま、これでいいっていう感じは受けておりません。町長が、おっしゃる通り、何かしらしていかなきゃならないっていう気持ちも、理解できないわけではありません。そこで、先ほど企画観光課などが、企画財政課となるという形で、この企画係と財政係が、なぜ一緒の課なのか、これを説明していただきたいと思います。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） 確かに小林議員おっしゃる通り、企画部門と財政部門が一緒でいいのかというご懸念というんですか。それは重々理解するところで、承知しております。そういうな、今回の検討の中でも、そこは問題というか、どうある形がよろしいのかっていうところでは、いろいろ議論といいますかね、検討はしたところでございます。

例えば、県の方も昔は企画は企画課があり、財政課、総務課にあったりということで、分かれていたんですけれども、今は知事直轄ということで秘書部門と、企画部、総合計画等を扱う部分と財政課は同じ。部、自主的な部ですね知事直轄ということで、経営管理部とか、その企画部ということで部としては分かれていないような状況には、もうすでに変わっております。それはやっぱりトップ首長の政策をスピーディーに実行するためには、その企画部門、あるいは全体調整する部門と予算の部門を統合した中で意思決定を行う方が迅速に、あるいは的確にできるんじゃないかという判断があるのではないかということと、実質的にはこの町の規模で考えた場合には、例えば総務課長と今企画観光課長おりますけれども、あるいはその各担当課おりますけれども、実質的には調整会議、庁内役場内で行っている中で、最終的には町長の判断を仰いでいかなければ何事も決まらない。町としての方針は決まらないわけですね。そういう意味合いでその課自体が分かれていることを、実際現実の中では総務課が調整するのか、企画観光課が調整するのか、ちょっと不安、不透明というんですかね。曖昧な部分もあったりしまして、そこを同じ課長のもとで、町長、副町長あるいは担当新しい企画財政課長がいる中で調整をしていった方が、役場全体の調整がスピーディーに、あるいは効率的になるんじゃないかという判断のもとで、同じ係、同じ課の中に配置することとしたものです。

○議長（深澤守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 6番。今副町長の方からそのような説明は受け、ありましたけども、私はこのような小さい町だからこそ、今の現状のままの方が、総務課であったり、その企画は企画でか、やり、財政と分けて、事業をちゃんと確実に、検討されていくのが私はいいのではないかと感じております。また、先ほどちょっと途中で教育委員会の話になりましたけれども、今回この教育委員会の形の方はちょっと上がっておりませんでしたけども、今年の9月末までは、一番この残業時間が一番多いセクションが、教育委員会だと私は理解しております。その

中で、西伊豆町と統合していくってというような、この教育委員会を統合していくってというような考えは、ないのでしょか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 教育委員会につきまして、賀茂地域広域連携会議というのがございまして、その中で、一番もう、あれは5年ぐらい前になりますかね、賀茂地区で教育委員会を統合できないかという案も出たところでございます。

皆さんもニュース等でご存じかと思えますけれども、そういった中で進めてきている中で今各自治体における教育の部分については、教育委員会が所管しているものになります。そちらで地域の中で、地域の子供たちを育てるといような方向性で、各教育委員会がグランドデザインを持ち、子供を育てて教育の場を環境づくりをしているといような現状でございます。今確かにいろんなものが統合していくよな時代になっていくとは思いますが、今現状においては、西伊豆町の教育委員会と松崎町の教育委員会が、そこだけが1つになるといようなことは、非常に難しいとは思っております。やはり賀茂地域のやはり教育といものが、もう実際に、広域連携会議の中で動いている状況でございますので、その中でここだけといわけには、なかなかすぐには難しいところではないかと思っております。ただ、今後先を見据えた中で子供たちの人口をそういったものを考えていく中では、やはり検討の中でいろんなそこだけを見つめてやるのではなく、相対的に総合的に俯瞰しながら物事を進めていかなければならぬので、そういったことはもちろん検討の中には入っている次第でございます。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） 企画財政課の関係で追加してお話させていただきます。現状の企画観光課には、企画調整係と商工観光係、美しい村推進係、三係ありまして、企画調整係が総合計画や、DX電算関係、あるいは姉妹都市の交流等の全庁にわたる業務をやっている、行っているわけですね。一方、商工観光だとか、美しい村といそのまちづくりに関係する、特定の分野の事業も、その課長が所管しておりまして、全体、総合計画やシステムで、そういった役場全体あるいは町全体の業務を、見ていかないか、業務と個別の特定の分野だけの業務を見ていかなければいけない。そこを同じ課長がやっているということは、それはバランスが悪いということであるので、そこをまず分けたいというのが今回の1つのきっかけでもありますので、そこは、そうなったときに企画調整係をどうするかとなったときに、単純に総務課に入れてしまつては総務課が大きくなりすぎる。そうすると、防災の関係の業務がやあるいは職員の育成採用の関係の、今行つてる総務課の業務がさらに回らなくなってしまうのではないか、そういう懸念があったものですから、そこは分けた上で、課長を増やすといような、課を増やすとい判断に至ったところですよ。企画調整課を企画調整係だけで単独の課つていといそれはそれでちょっと課としては、どうなのかといのがあったもんですから、全体のバランスの中で財

政係との組み合わせがいいのではないかと判断した次第です。

○議長（深澤守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 2番。これはですね、課長からはヒアリングを受けたということでしたけれども、職員の働き方改革っていう意味では、やはり職員の声等も拾う必要があったかと思うんですけども、例えば職員組合から、これに対して、何か要望等がありましたら教えてください。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） 職員組合の方とは話をさせていただきました。特にこれに対して、組合の方からは、どうというような話はなかったと。いうふうに記憶はしております。

組合の方といたしましては、職員の働き方環境が改善をされるというようなことがまず、第一の目的であると思いますので、今回の機構改革はその職員の働きやすい環境を築くための第一歩ではないかというふうに考えております。

○議長（深澤守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） これにつきましては、多分、これで100%ってお考えではないと思っています。ですので、例えば、これをまずやってみます。この中で、もう一度、例えばこれを決まったからといってずっと続けていくわけではなく、多分修正が必要であればそのまま、またそういう時点で、多分、改革をしていくようなお考えがあるのかどうかをお聞きしたいです。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今、菜野議員からもご指摘があった通りでございます。

これで100%この松崎町役場の組織が確定するということは、できれば、それを目指したいところではございますが、今の採用状況、職員の数、そしてこの社会状況も踏まえながらやっつけていかなければならない。そして、これから先の社会状況についても、不確実で不確定な要素が多々ある中で、今ベターなものを目指して、機構改革に臨んでいきたい。そして、今の職員の年齢配置というものをやはり加味しながら、自分たちは考えています。その中で10年後に誰々が何歳になってその時に、何人の世代がこの塊にいるということまですべてシミュレーションした上で、その状況ができてきたときには、また違った組織改革の体制がとれるんじゃないかというような希望も持ちながら、今、できる現状としては、この体制をまずは動かしてみる。その中で職員、そしてこれから町に対して、就職したい、役場の職員になりたいといったような方が増えるような、少しでも増えるような状況を作るために、自分たちは時間と、覚悟を決めて、今回の機構改革に臨んだところでございます。

○3番（高橋良延君） 議長。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 3番。ちょっと質問させていただきます。まず、私行政の手続きとし

てまず質問をさせていただきたいと思います。町はこれまで議会にこうやって提案する案件について、事前に関係する委員会等で審議して答申や承認を受けてきていると思います。今回の機構改革にあたっては、諮問委員会である行政調査委員会に諮問しましたが、この機構改革でよしとする答申は得られておりません。委員会の答申は、最低限尊重すべきものであると考えていますが、そうでないとするならば、各種諮問委員会は、本当にどのような意味があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 諮問委員会、各種諮問委員会につきましては、やはり広く意見を問うというような形で考えているところでございます。委員の皆様方からも貴重な意見をいただき、それを踏まえた上で、最終的な判断、決定権につきましては、議会の議決というものがございまして、議会には当然その責任と議決権がございまして、ただ、諮問委員会につきましては、ここに記載がありますけれども、議決権はお持ちではないということでございまして、そういった中で広く意見を聞くということで委員の方々からも話を伺った次第でございまして、この中で委員の中で一番の心配されているところでは、まずは職員の確保するというようなことが条件であるというように意見をいただきました。その実効性が担保されなければ、というようなことで賛同られなかったと考えております。その中でについてですが、私が就任以降、先ほども申し上げましたが、採用試験についても増やしました。社会人経験者についても採用を決め、そして試験についても、そういったところは工夫をし、今までやっていないスピード試験の導入など、Webエントリー方式の導入など、たくさんの機構を職員募集に対する努力をしているところでございます。それまでの間、それこそ今までやっていなかったことを、この今になって、いろいろなし寄せがきている状況の組織の中で、新たにやらなければならないということを確認した上で、今回、行政調査委員を無視することなく、大変恐縮ではございましたが、3度もご足労願ってこちらでも説明をし、意見を拾わせていただいたところでございます。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 諮問委員会、私は、最終議決機関は議会ですけれども、やはりこの諮問委員会が何のためにあるかって町長今言ったように、いろんな人の意見を聞く、声を聞く、と選挙公約でもありました。皆さんの声をしっかり聞くということ、やはり諮問委員会でいろいろ意見は出ると思いますよ。それこそ賛成も反対もあるけど、最終的にこの機構改革でよしとするという形での案、答申というのは得られなかった。これは、やはりこの諮問委員会の本当にいろんな意見はあったにしても、結論であったんじゃないかなと私は思います。ですから、ここは最大限尊重しなければ、本当に声を聞いた町政なのかどうなのかという、そのところが大いに私は疑問に感じたもんですから、質問をさせていただいたところです。

もう1つですね、手続き的なことでちょっと質問させていただきますと、先ほど2番議員が

ちょっと質問しましたけれども、やはり、この機構改革を進めるにあたって、行政、町の例規集見ましたら、松崎町行財政合理化会議運営要綱というのがあります。その下に松崎町行政合理化会議プロジェクトチーム設置要綱というのがあります。町で、これは作ってあるところですか。

要するにこの行財政合理化会議の中には、行政組織機構とこういったことについて、こういった行合理化会議、あるいはプロジェクトチーム、そういったところで、喧々諤々議論しよう。というようなことでこれを作られたと思います。今回、面談したとか、そういったことは、説明してますけれども、やはりこういったことを、行財政合理化会議、その下のプロジェクトチームを作って、本当に喧々諤々の議論をする。そして、あるいは提案ももしかしたらそのなかからもっと出てくるかもしれない、そういった作業すべきじゃなかったですか。お伺いたします。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今まで先送りされてきたことをやはりここでやらなければならないということで進めさせていただいております。特に課長会議というのが、もちろん議員いたときからもうずっとやられています。課長会議の中でも説明をさせていただいているところでございます。今まで合理化会議、プロジェクトチームといったものが今まで、やってきていたかということもありますけれども、今自分たちが動いてる中で課長会議の中で今そういったことを説明させていただき、先ほども申し上げました通り、職員組合にも一応話をしたところでございます。職員自体とは個々の職員との今回のこれについてではなく、働き方改革というものを議員の皆さん非常に心配していただいておりますので、そういった意味では職員個々とも、プロジェクトをチームを作ってる中でヒアリングをしたりしているような状況を、今までにない職員との接点を非常に多く取っていると自負しているところでございます。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 課長会議は課長会議で、当然毎週1回あるわけです。それは、いろいろ報告事項とか、予定とか含めてということですがけれども、大事なこの機構改革です。やっぱりそういった特別、こういったことがあるんだったら、運営要綱あるんだったら、こういったことに特化した、機構改革に特化したことで十分議論を尽くす。あるいはその課長だけじゃないですね、職員。職員も、このプロジェクトチームの要綱によると、各課各局室から職員が出てという形で、いろいろその案について揉むというようなことも謳われてるわけですので、こういったことは、やはり尽くすべきだと思います。町長はそういった別の形でと言ってますけれども、私はこういったことでやるべきことであつたと思います。それで、よろしいでしょうか。

はい。全体のこと。この機構改革の中身のこと云々も言いたいですけれども、やはり問題

はその今の現状のところについて、この機構改革が本当に、果たして実効性を持つ、ものなのか、効果のあるものなのかということを私は考えまして、今職員の定員管理計画が90人ということで総務課長伺ってまして、実質、今給食含めて80人程度という中で、やはり絶対的に職員のマンパワー不足しているということですね。そういった中で、さらに課を2つ増やして、ただでさえプレーヤーが少ないところを、管理職のマネジメントを、管理職を2人増やしてという中で、やはりこのところは非常に、逆に町政やっていく、何て言うのかな。やはり職員が原動力になると思いますので、そこのところが少ない中で、管理職を2人増やすという、この矛盾ですね、このところちょっとどう考えるか教えてください。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） かつての役場は課長がマネジメントのみをしていたところがございますが、今は課長もマネジメントプラスプレーヤーとして、先ほど議員がおっしゃった通り、人数が足りておりません。その中で課長もプレーヤーの部分も持ちながら、一緒に今一丸となって、職員が手を携えて、今の業務に取り組んでいるところでございます。ですので心配されるように、かつての課長がマネジメントだけを担っていた時代とは変わっておりますし、実際にマネージャー、プレーヤーとしても動きをしているのが今の役場の中でございます。そういった中で、やはりこういった形で動いていくのが一番いいかというようなことを、常々考え、そして進めてきた案が今回の機構改革でございますので、その辺のご理解をいただければと思います。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私も今の全体の話についても疑問が残ります。係長を1人、担当を1人減らして課長を2人増やすという方向になってますね。これは、そういう格好になってると思います。これについて巷でどのようなことを言っているかといいますと、課長が楽をする役職を増やして職員に付度してんじゃないかという声があります。ほんでマネジメントがやりやすくなったとしておりますけれども、マネジメントのどこが欠けているから、マネジメントを増やすことにしたんでしょうか。今プレーヤーとしてやってると言ってますけど、それが正しいんでしょうか。係長こそプレーヤーとして、現場のマネジメントをやる役職だと思えます。そこを減しておいて、課長に持ってくってというのはちょっとおかしいんじゃないかと思えます。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。マネージメントとしての何が欠けていて、何が良くなるんでしょう。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 最初の説明の中でさせていただいた中で、課長がマネジメントする職員の数の絞りたいというようなことを申し上げさせていただいたと思います。その中で、高柳議員がおっしゃるように、係長というもののポジションは非常にプレーヤー兼中間管理職ということで、大事なポジションでございます。そこの部分が、今実際に年代を見たときに、非常に、

今までの採用、そして今の社会状況によって、退職・転職が公務員からも増えている状況の中で、欠如しております。これは自治体間でいろんなバランスがありますけれども、逆に言うと他の自治体ですと、そこが溢れかえっていて、なかなか係長になれないというような自治体もございます。うちの場合は、ただ年齢が来たから係長にあげるということになりまして、経験値も、年齢もなかなかそこまで届いてない方々を、係長に上げなければならないような今現状でございます。その部分をカバーするためにも、全体のバランスを見たときに、課長を作って、課長が係長を兼務するといったような、少し先ほど申し上げました通り、マネジメントとプレイヤーの二足のわらじを履いていただくというようなことが、最適ではないかと今考えてるところです。

本当に皆さんが心配するように、理想的な配分、そして人数というものが、実現できるのであれば、それはベストでございますが、今の現状、そしてこれから先数年見たときに、そのままでは、とてもいける状況ではないというのが現状でございますので、その辺の時系列のご理解もいただけたらと考えております。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今のお話ですと、係長になる層が少ない。だから課長職を作る。でもそれはおかしくないですか。組織を作る目的っていうのは、目的を達成するために、適材適所を置くわけです。プレイヤーを減らしておいて、マネジメントを増やして、それで兼務でやる。それが本当にいい姿でしょうか。

民間では、ちなみに言いますけど、課長と係長は明確に分かれています。違うところもあるかもしれませんが、少なくとも私のところではそうでした。係長は組合員で課長は管理職です。そこに全然もう違ってるわけですよ。そして、今もう1つ心配するのは、係長を減らして課長だけになる。本来課長が決裁をするときにチェックできるわけです。係長がプレイヤーとして担当をまわしている。そこを最終的にチェックして、決裁するのが課長だと思います。それが、プレイヤーと決裁する人が一緒だったら、チェックはできなくなるんじゃないでしょうか。組織を作り方が、人がそういう課長になるべき人が増えてきたから、役職を増やす。そうではないと思います。そういう世の中がそういう動きになってきて、人がそういう構成になってきたら、じゃあ係長を育てなきゃいけないじゃないですか。係長減らして係長を育てることはできないと思います。そこは違うと思います。そこは何か考え方ありますか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 係長のポジションは減っていないです。係長のポジションに行く人が足りてないというところで、課長が兼務する、場も出てきているというのが現状でございます。おっしゃる通り、いろんな今社会状況変わっておりまして、民間事業者につきましても、いわゆる旧態依然とした縦のことばかりでなく、新しいスタイルでの働き方というのが出てきてお

りますし、いわゆる並列職員であったり、自分の机を持たずに働くというようなこと。民間企業でもとっくに進んでいるところがございます。ただ、私たち役場、役所というところは、なかなかそういったところにまで急激には変化ができませんので、そうした中でも、今ある資源の中で、資源というのは人材でございます。宝である職員が、やはり少しでも働きやすくなるために、今のこの機構改革のこのパートが、ベターだという判断のもと、今回皆さんに提示させていただいているところがございます。先程来話がありますように、この機構改革については、議決機関である議会の議決というものが需要ですので、全協でも二度ほど説明させていただいた上で今回の機構改革の上程とさせていただいているところがございます。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） 今、先ほど高柳議員がおっしゃった、課長を増やすために課を増やすのではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。現在の町政を担っていくために必要な組織を考えたときに、新しい企画財政課と、今の健康福祉課を2つに分けるということが必要だということで、組織のあり方として結果的に課を増やさざるをえない。その一方で、防災の部門についてまで課を増やすような余裕はない。という現状の中で、折衷案というんですか、折り合いをつけたと。実質的に他にも手をつけたいところもあるんですけども、その中で、防災担当課も含めて、現在可能なところを最終的に選んだところが、結果的に2課増える。町全体の組織のあり方として、あるべき理想に近づくための1つとして2課を増やすというのがあって、その中で課長を誰にどのように割り当てていくのか、誰に課長になっていただくのか。ということ考えたときに、結果的に課長職が増えると。そうなったときに、係長にふさわしい年齢や経験の職員が足りてない、足りていないので、そこは下の人間を上げるのでは、係長に無理やりするのではなくて、課長に申し訳ないけども兼務してやっていただくという、そういう流れできているので、課長を増やすことありきというような感じ、ちょっと、そのような感じにも受け取れたんですけど、ではなくて、必要な組織を先に考えた中で、人事的に考えて埋めていったところで、係長が足りない。そこは、やむを得ない中で、課長に、マネジメントとプレーヤーをやっていただくというような流れできているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） この新旧対照表の人員配置比較というのを見ますと、これを見ますと係長がマイナス1、担当がマイナス1になってるわけですが、先ほど係長減らすわけではないという、これ係長が減ってることにならないんですか。そして、係長になる人がいなかったら、当然、課長じゃなくて係長置かなきゃいけないじゃないですか。現場が少ないのに課長マネジメントを増やして、同じく、以前、総務課の方からも、今の若い人たちが打たれ弱いとか、いうお話もありました。そういう話も、これ裏の話ですからオフレコでいいですけど、そんな

こともありました。

マネジメントがさっきプレーヤーとして一緒にやって、先ほどのチェックは、まずできなくなるってことはあると思うんです。プレーヤーがやったところはすぐチェックなしで通るような格好になると、違った目で見られなくなる。もし課長に、普通、課長に上げる人材があるなら係長置けばいいんじゃないですか。そして、課長を置くってことはコストアップにもなるわけです。職員に対して申し訳ないけど、今の世の中の動きが、そういうふうにだんだん減ってくるわけです。むしろ、課長は、広域に広い範囲で管理していく。そうやっていくんじゃないかと思います。小さいところはどうなってますか。課を2つくらいしかつけないところもあるんです。だから、だんだんと課を減らして、多くの業務を広範囲に見ていく、マルチで見ていく。そうせざるをえなくなってる。そうやっていくんじゃないかと思います。課長の窓口を、課長になる人が多くなってから課長の窓口を広げて、それは職員は喜ぶでしょう。だけど、現場の方、職員本当に喜んでますかこれで。係長が減って担当が減って、時間外を減らすっていう時に、課長が業務やるからいいんですよ。課長は本当にプレーヤーとしてやってくんですか。マネジメントとしてできないってところが欠けてるっていうのは何なんでしょうか。プレーヤーまでやって、マネジメントができないから、マネジメントがよくなるって言うてるんですよこれ。プレーヤーとして一緒にやらせたらマネジメントがさらにできないんじゃないですか、そのあたりいかがですか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 健康福祉課、そして企画観光課が、今課長1人で見ている職員の数、そしてそれプラス、会計年度任用職員も含めた中で、たった1人でマネジメントしている状況でありますので、それを少し分散をし、しっかりと目の届く人数、適切な人数にしていきたいというような考えでございます。それにここでマイナス1っていうのは、これは職員の数でございますので、ポジションがなくなるわけではございませんので、係長のポジションがなくなるわけじゃないです。そこに充てる人がいないということでマイナスに記載させていただいておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） また繰り返しますが、課長になる人がいるわけですよ。係長として十分使えるんじゃないですかそしたら。私は、課長を増やすのではなくて、係長をしっかりして、マネジメントが楽になるってことは現場がしっかりしてればマネジメント楽になるんです。私はそう思います。ここのマイナス1っていうのは、なり手がいないから。ということで減ってるっていう形に見えちゃうんですけど。別に、人はいるじゃないですか。いるから課長が2人増えるんじゃないですか。職員として、職員を上げたいという気持ちはわかります。だけど世の中が変わってきてるんです。小さいところは2つしか課がないところがある、ないところ

があるんです。そして、個々の話で全体の話で言いますけど、時間外を削減するっていうことになるというためには、課長が業務、担当と同じことをやるんですか。もう1つ、研修行く時に、研修に行ってしまうと自分の仕事ができなくなるから、研修に行きたくないっていう方もいるという声を聞きます。不祥事を避けるためにも能力アップが必要だと思います。現場をもっと強くすることこそ、組織を強くすることじゃないでしょうか。そこは本当に係長があれば、係長というのは、現場の本当のマネジメントを常時するところでございます。課長は課長の仕事をしながら現場をやる。だから、係長の延長で課長があるようなイメージで捉えていると思いますけど。そうではないと思います。マネジメントするところはしっかりやるやらないと。今の不祥事が起きてくるっていうのは、課長は謝るんでしょ。管理者として謝る。これ違うと思いますよね。管理者がマネジメントをやるべきことは、マネジメントやるべきことがしっかりあって、係長としてやることはしっかりあるんじゃないでしょうか。そこを兼務、兼務でやる。人がいないから兼務でやる。そうではなくて、健康福祉についても、係長がしっかりすれば、課長はマネジメントできるんじゃないでしょうか。課長を増やしてマネジメントを上げるっていうのは、確かに、課長は楽になると思います。2つに分け、ただ、現場の方としては…。

○議長（深澤守君） 高柳議員すいません。もう少し要約して質問していただけますか。

○7番（高柳孝博君） だから課長を置く人員があるなら、係長として置く人員があるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） マネジメントをしっかりするというところで、現場の中でいろいろな職員との話の中で自分たちもいろいろなことを考えているところでございます。外から見たときにいろいろな心配されるのはもちろんありがたいことでございますけれども、実際に現場の中でやっている中で、どういったことが必要かと。そして、それがひいては町民のサービスに繋がる。心配していらっしゃるとおり、不祥事も起こっている中で、現場でなぜその部分が起こっているかというものを、自分たちは当然、話をしておりますし、そういったところも勘案しながら、今のこの機構改革に至っているところでございます。外から見た時と中で見た時のやっぱり齟齬は大きいんだというのを、つくづく、感じているところでございますが、中で、考えつつ、そして、これから10年以上先のことまで、自分たちは考えて行かなければ、今の若い職員たちの将来のやはり組織を作っていくためにも、今、現状で、こういったことがベターではないかということで、今回上げさせていただいているところでございます。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 定年の制度が変わって、課長が降格して、係長として残れる。そういう制度できましたね。そういうときにこそ、課長、係長の経験を生かして、DX推進とか、各

職場のパワーアップを図るべきではないかと思います。経験をした方が残るわけです。そういう方に指導していただける、あるいは、経験を持って新しいことに取り組んでいただける良いチャンスでは無いかと思います。そのあたりの考えはいかがですか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 当然、制度的なものもありまして、言われるまでもなく、そういった方々に残っていただく働きかけも当然、数に入っております。そのうえで、こういった形を将来的に見ているところがございますので、もしくは、それこそ、外の方も含めて、いろんな方を入れていかなければ、先ほどから、みなさんが心配しているとおり、職員の数というものが非常に足りていない状況でございます。そういった中で、今、新しい形での採用方法や働きかけ、そして、いろんなどころへ、今、うちだけじゃない、本当にいろんなどころが人材不足ということで、悩まれているような社会状況の中で、自分たちができることをやはりやっていかなければ、将来の松崎のためにならないというのは、みなさんと同じように考えて、しっかりと進めているところがございます。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 全体の話をしていただきました。次に、各課単位で見た時の私が考えていることを質問したいと思います、まず、一点、産業建設課で、工事の施工部門と検査部門が分離されて、これは非常にいいことだと思います。だったら、その係と人を移すわけですよね。今回ね。しかし、産業建設のほうの人は減っていないように見えるのですが、業務が減って、人は動いていない。そこはどうなのでしょう。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 昨年、一昨年、ですね。災害があり、その時に産業建設課は非常に大変な思いをしました。その中でも今言った検査部門の業務についても、定期的にやらなければならぬような状況が続いており、職員からもその部分がせめて、違う部署に行くことによって設計に集中できるというようなところも伺っております。実際に発注、設計ができなければ発注にも至らないものですから、スムーズにやっば建設業組合も、なかなか今人がいないというような状況の中で、平準化するような発注が行えるようにするためにも、そういった意味では、今回の検査部門を外す。人が減ってないのはこの業務を外すという形になりますんで、設計等に集中ができる、そしてそういった発注にも、平準化で繋いでいけるような、流れというようなことに向かっていきたいという方向性でございます。

○議長（深澤守君） 暫時休憩いたします。

（午前10時13分）

○議長（深澤守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 先ほど、健康福祉課のお話がありました。健康福祉課については、係長が減って課長ができるようなイメージになっておると思うんですが、それで正しいでしょうか。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） あくまでこれは現状での案ですので、実際ここがこうなるかというのはわからないんですけども、課長、現在係長、現在の職員の、何ですかね、繰り返しになりますけれども、年齢や経験を考えたときに、係長としてふさわしい人数を考えた上で、割り当てていったときには、足りない部分が出てくるということですので、場合によっては福祉係かもしれませんし、それは他の係かもしれません。

現状いる職員をじゃあ誰が、どこでふさわしいのかっていうのは今後の人事異動の話になりますので、それはまた別途、検討していく内容にはなるかと思います。

○議長（深澤守君） すいません。質問は端的に要領よく、よろしくお願いいたします。

高柳議員。

○7番（高柳孝博君） 先ほどから何度も言ってるように、係長、その人がこれから行く、なる人が少ない。だから係長が減っていく。係を減らしていく。考え方はそういう考えだと思いますが、そういう考えでいいですか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 係長になる人が減るのではなくて、今現在にいる係長、課長補佐の世代が少ない現状があるというところでございます。

○議長（深澤守君） すみません。高柳議員は、もうあまり同じ質問をしないで他の質問していただけますか。

○7番（高柳孝博君） 今のところで、係長になる世代がないってことだったら、人がいないってことですか。人がいないってことで、人はいないんだけど課長にはなる人がいるってことです。

○議長（深澤守君） すいません同じ、なるべく同じ質問はしないように。

○7番（高柳孝博君） そこのところ、福祉課の方はそういうことで、先ほど二重チェックの話もしました。係長がプレーヤーであり、担当のマネジメントする、そこの考えも違ってる。課長がプレーヤーとして働く。そういうことで、先ほどこれは本当にマネジメントを良くするという意味で、マネジメントが大変だって言っているながら、課長はマネジメントがやる。そこは矛盾してませんか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 1人で何十人も見ている課長が、分けることによって、小さい3人、課員を見るといったところで、係長を兼務する分については、問題はないと思っております。

○議長（深澤守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 5番。今回の機構改革の件っていうのは、またおっきな話でございますし、もちろんですね、すんなりいかないっていうのはわかるところでございます。そもそも何でこれをしよう、この議案が上がってきてるかっていうの、2つ大きな問題点の解決っていうかあるのかなと思っております。

課長の見るところが偏ってるところがあって、何とかそれを分散させて、させさせることによって、今まで何度も起きてきている不祥事だとか、防ぎたいとか、町民の業務、スピード感がですね、滞ってたりするようなところを解決したいってところが、一番大元にあるんだろうなと思っております。それを何とかしなきゃいけないっていう課題があるんだけど、実際には人が足りてなくて困ってるっていうのも、もう片方であって、係長、いわゆるプレーヤーである係長になるべき人が育ってからやるべきじゃないかってのも一理あるとは思んですが。

私ちょっと質問したいのがですね、その十分に係長になりうる人が、用意できるまでというか、なんていうんすかね、人数そろえられるまでに、どのくらい準備期間ってかかりますかね。おそらく、今世代もいないしで、急に入った中途採用とかでしたところで、増やせないと思うんですよ。そうすると満足にプレーヤーがそろった状態っていうのが、何年後ぐらいにならないとできないのかってのは、すごい私としては心配しております、そうすると、それが揃わないと課長は今までの通り1人で何人も見なきゃいけないっていう状況が解消できないってなると、これからも多分不祥事続くと思いますし、大変なんだけど、そっちも解決しなきゃいけない、人数も解決しなきゃいけないっていうことをしてかなきゃいけない中で、細かいとこだけですね、人足りてないから駄目だろうと言っていい話じゃないような気がするんですよ。

なので、いわゆる課長、係長になりうる人はちゃんと育つまでにあと何年ぐらいかかるのかちゅうのが、教えてもらえたらと思います。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） そうですね、課長職を務められた方が60を過ぎて、役職定年ということで、係長課長補佐になってくるってこともありますので、そういう意味、そういう方の人数が一定程度出るというんでしょうか、定年が65歳、今段階的に上がっていきますので、今61が何年かかけて65までいくんですけれども、その間で考えると、あと5年ぐらい経てばその役職定年者の方で係長職が増え、係長級の職員が増えてくる、ていうことは、言えてくるかと思えます。

そうなった場合には、逆に若い職員の昇級が今度遅くなってくるっていうこともあるかと思

いますので、現状ですと37歳とか、38になるぐらいの年で今、係長になってること多いんですけれども、そうすると10年後ぐらいには、おそらく40歳を越えて係長になれる。逆に今度はだんだん、なれるなれないとかって話にも出てくる可能性も出てくるんじゃないかというのがちょっと現在のシミュレーションの状況です。

職員自主的な中途退職とかもあったりするので、なかなかそこを読めないとも現状ですと、あるんですけれども、5年、10年ぐらい経てば、一定程度の、昔、その何年か前からの係長の昇格っていうんですかね。昇任の水準にはなってくるんじゃないかとは、今、想像、想定はされるところです。

○議長（深澤守君） 田中君。

○5番（田中道源君） そうしますと、今の答えでいくと、向こう5年ぐらいの間に退職された経験者である、課長経験者というんでしょうかね、が係長として迎え入れることが、ちょっと想定することができて、それも踏まえてこの数を増やすっていうことも、シミュレーションしてるということで、合ってますかね。

そうしますと、確かに現状ですね、今のこの上がってきてる資料を見ると、単純に数が減ってるっていうここだけ見るとですね、大丈夫なのかっていうのは容易にわからなくもないんですけれども。その一方で、読めないながらも想像、想定しながら推移していく中で、今の抱えている1人の課長が見る人数が多すぎる部署があって、課があって、そこで不祥事が頻繁に起こったりがあるのは解決したいっていうものを、何とか、この今の状況の中で解決したいっていうふうな苦肉の案として上がってきてるように思えるんですけれども、私の認識っていうのは、間違っていないですかね。合ってますか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 先ほども菜野議員からも同じように、やはりこれが100%になるためのものではないというような状況でございます。

ただ、やはり100%を目指す中でも、今の現状を踏まえた中で、しっかりとそこに向かって行くというのは私たちの責務だと思っておりますので、今田中議員がおっしゃったような気持ちで、当然進めていく覚悟で今回の上程とさせていただきます。

○議長（深澤守君） 藤井要君。

○8番（藤井要君） いろいろとですね、今までの意見聞いていると、確かにですね、職員も少ないと。課長を増やして、何とかマネジメントして、この役場の中をうまくやっていきたいということはわかるんですけれども、町長ですね、何か中間層がない、いないなんて言っていて、ほいで10年後の理想を掲げてしゃべってたりとか、なかなかわからない部分もあるし、そして、3番議員なんかもよく言いましたけども、いろいろあれがあるわけですよ。そこまで行き着くにいろいろの、ちょっと言葉が出ませんから、違うことで言いますけれども。よく36

(サブロク) 協定やったりとか何々委員会とか、そういうプロセスつつうか、それを踏んで、こういう組織改革をしていくということになってるような役場の中にも組織あると思うんですけども。それを飛ばしてやってしまったりとか、ですから、先ほど聞いてると、職員の話も聞いているよ、ということも伺っておりますけれども、そこが十分に職員の意見も聞いているのか。聞いたのかって言うけども、ちょっと疑問であります。

そういうふうな中でですね、私は全員協議会なんかでも言ってますけれども、課の名前ってのは今、9課、総務入れてあるわけですけども。例えば、課の名前のなんかでも少し変更したりとかして、その課の持ち分っていうか、仕事の内容を、右にやったりとか左にやったりとか、これももちろんやってる、今回の中で分けてるわけですけども、そういう分担をしながら、課長は増やさないで、その中で係長を充実させる。そういう方法もできないのかなど。そのように私は思ってるんですけどもね。

そういう中で割り振りをして、うまくまわしていく。そして先ほど係長になる人間がいらないと、町長は職員をそういうふうに言っていますから、職員にしてみれば、ちょっとその言葉のいかなものかなと思いますけどもね。いないんだけど、職員お前たちはできないよというようなことを、これ考え方によっては、そういうように思いますし、やっぱりこれ職員を育てるという意味でも、やれない仕事も与えてみる。その与えた仕事に対して、課長がちゃんとカバーっていうかアドバイスもできると、いうようなことで職員を育てることもできると思うんですよ。そういう点に対してはどう考えてきていますか。最初のそういう組織づくりの関係の中で、いろいろなプロセスを経てきたのかということに対してはもう一度お願いします。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 法的に必要なものについては基本的に経ていきます。

先ほども話があったようなことですけども、現状、今現在の状況を一番自分たちが痛感しているところでございます。その中でこういう判断をさせていただいているところでございます。係長になる人がいないというところで、誤解を招いているようですけども、人的な能力的には、そんなことは1度も言ったことはございませんですし、ただ、その経験値が少ない中で、係長といえど責任を負わなければならないポジションになるので、例えば入って3年目の方いきなり係長になるというのは難しいですというような話でございますので、そこはご理解いただければと思います。

決して職員の能力が低いとは自分は思っておりません。賀茂郡下、静岡県下においても、こんだけの人数で、同じようにこなしている努力、そして能力については、松崎町は非常に、他と比べても遜色ないと自負しているところでございます。

○議長（深澤守君） 藤井要君。

○8番（藤井要君） 今の町長がですね、言いましたように、職員の能力低くないんだよと。で

も、例えば係長に上げるのには経験不足だとか、いろいろそういう面があると今おっしゃっていましたが、それも勉強の1つじゃないですか。そして、課長が足りない部分をアドバイスしていくつうかフォローしてやる、それも職員を育てるという意味じゃないかと私は思います。

そして、先ほど課の編成ということで、仕事量の関係とかを分散したりとか、いろいろそういうことだってできるんじゃないかと。そういう中で、課をですね、例えば1つの課を、課は同じにしても、係を分散させる。その中で係長を2つに分けて、君がこのAとBの方、このCというのは、企画の方から持ってきたやつと、総務のこことを一緒にした、というような、そういうようなこともできるんじゃないかと。

そして、そういう中でですね、私はやっていけば、課を増やす、課長を増やすじゃなくてもやっていけるんじゃないかと思えますし、そして今町長、副町長が言っております、あと5年間ぐらい、やっぱり、今年は1人ですか、今年度1人辞めておいて来年もまたやめるとい課長さんがいれば、あとはそれ、その人たちがバックに入ってですね、マルチ人間じゃありませんけれども、後ろで見ながら、忙しいときにはこの課を手伝いながらとかっていう、そういう中で、いろいろ人材を育てていくというような、できればとは思いますがね。

課長、今、後の方で笑っておりますけれども、そういうのも1つの手じゃないかと私は思いますけれどもね。ですから、ここで急に、そして先ほどからお話がある中で、係長はなく、そして兼務で課長をやらせるというようなことも、2課ぐらいとか3課ぐらいできるんじゃないかと私は思うんですけどね。

それだったら、やっぱり決裁権限の関係なんかもあると思うんですけども、課長は課長で置いて、係長は係長で置いて、そうした中で、やっぱり仕事の環境ですね。チェックしていくのには、それの方がよろしいんじゃないかとは思いますがね。

その辺に対してはどうお考えでしょうか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 藤井議員がおっしゃるのも非常にわかりやすい話です。ただ、現状、やはり人がいない部分もありますので、先ほど藤井議員もその係を増やしたい、分散してやるべきじゃないかということなんですけども、課の中で係を増やす部分については、現場から上がってきて議論をすれば、それは今の現状であれば議決は必要ございませんので、やろうと思えばスムーズにできるところでございます。

ただ、現場の方としても、そういったところはなかなか上げてこない、というよりは、今の係の中で先程来言っているとおり、少ない人間の中で必死に業務こなしてる状況ですので、その部分をやはり少しでも、課長のマネジメント能力がね、目が届くような形にしたいというのが、私ども当局の思いでございます。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） そこちょっと違いますけども、先ほど出てますように、検査課とかですね、そういう関係、寄せ集めてついたらおかしいですけど、この仕事とこの仕事を総務の中で、検査係ということで作って管理するとか、ていうこと、そして違う方で、今度は検査になった、土木の関係とか、そういう減ってくるところだってあるわけですよ。

ですから、先ほど私はもう一度、課の中というか、そういう仕事の分担表を見たりつつうか、見直しも必要じゃないかと。そういう中でやってきたらどうかと。そして、今回あれですか。私も役場の中っていうそういうのはわかりませんが、業務分掌表つつうですか、分担表ですかとか、そういういろいろあるわけですけども、これに関しても、やっぱりそうすると、職務が権限表がいろいろ変わってくるんですけど、そこでももういじくっているということによるしいわけですか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 事務分掌について、大まかな部分については、今出ている部分は分業をシミュレーションしてあります。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） 具体的なお話をいただいたのでご回答させていただきますけども、例えば課を増やさずに、総務課に検査の係をだけを置くことは確かに可能なんですけども、そういたしますと、繰り返しになりますけども、総務課が総務係、財政係、消防防災係と検査の係ということで、4つの係を面倒見なければならなくなるわけですね。現状でも総務課長がかなり手一杯でして、それで防災の関係が必要と思われるところまで、なかなかまわらないというのも現状ですし、過去の状況からいって、職員の採用だとか育成が十分できてこなかったという経緯もあるかと思えます。それに、総務課にさらに業務を増やすっていうのはなかなか難しいだろうっていうので、財政係を切り離して別の課長に、その部分の査定なりをやっていただいて、議会へのご説明なんかをしていただいた、させた方がいいんじゃないかというのが1つの判断です。

現状ですと、総務課長がの12月の議会が終わった後、12月の半ばから、1月の半ばまで、あるいは予算の査定、課長の査定、町長の査定、ずっともうひっきりなしなんです。今後は人事異動の話もありましたということで、そうもすると、もう今度は3月の議会の準備を始めなければいけないということで、かなり時間を取られてしまって、それ、今おっしゃったその職員の管理の業務であったりとか、防災のところの業務にその時間を物理的に割く時間がないっていう状況もあるわけですね。そこをせめて財政の部分については、別の課長に回すことによって、その空いてる時間も12月からは、ほぼ1ヶ月ぐらい、もう予算の査定の話で時間取られてしまって、その合間合間に別の会議を入れたりとか、防災の関係の打ち合わせとかい

ろんな、訓練の打ち合わせであったりとかやってるような状況ですので、そこを軽くすることが結果的にその防災機能を強化していくってことに繋がる。

それは、本当にその課を増やさないで、係のやりくりで、そこを業務の見直しができればいいんですけども、どっちどこかに寄せる。今も各課ってのは大体3つの係から4つの係がありますので、単純に入れ替えたりとか組み合わせを変えたりっていうだけだと、なかなかそこをしわ寄せがどっかに出てしまうっていうのもあって、ちょっと確かに課を増やさないってことが最善かもしれないんですけども、そういう組織のあり方ではちょっと回らないっていうところの判断で、係としては、増える係としては検査の係だけなんですけども、課としてはそのやりくりを、今言ったような総務課の負担を軽くするというような仕組みに改めたいというところで、全係ではなくて、課の方も手をつけるようなことになったというふうにご理解いただければと思います。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） わかります。私が言ったのは、総務ということではなく、総務にだけ言ってるのではなく、いろいろとこう、名前を変更したりとかもして、それをこうと、仕事を分散しながらうまくやれる。先ほど今、総務課長の関係出ましたから、総務の中で総務課長が一番この中で人事課があるわけじゃなく、かかるわけでもなし、何、いろいろかかってくるということは承知しております。そういう中でですね、係長を置いて、総務課長がいて、総務、その下に係長が今1人でしたらもう1人を置くとかっていう言って、それを分散させた中でうまくできないのかなと、そしてこれからももちろん町の住民の数も減りますし、職員の方も減ってきます。そして、何のために言ったら先ほども出ましたDXの関係があったりとか、いろいろ出てくるわけですね。先ほど町長は10年先を見越してということになりますけども、やっぱり職員を育てながらということになると、無理してでも職員に頑張らせる。そのために頑張ってもらにはそれなりに、もちろん職員を大事にするということになるろうかと思えますけれども、そういう面でもですね、やっぱりやる気を起こすということで、この中で皆さん頑張ってくれと、町の町民のために頑張ってくれという、やる気をですね、町長もやっぱりそういう面でやって、小さくなっていく町をですね、何とか盛り上げるという、そういう考えでもですね、必要じゃないかと。そして10年先と言いましたけれども、10年後にこれ、本当にもう少なくなる、半分ぐらいになるということになれば、職員の数だって、もちろんこれ減ってくるわけですよ。そうすると課だかって減ってくるわけですね。そういうことをいろいろですね、考えた中でもう少し早急にですね、町長だって今まで職員の中でいろいろと考えてきて、やって、なかなかできなかったことだと思いますけれども、先ほど言ったようにいろいろなプロセスの中で、いろいろのところと話を、職員組合とも話しするしっていうような中でですね、もうちょっと話を聞いて、そして煮詰めていっても遅くはない。ですから、先ほど町長も言い

ましたけれども、議会に諮らなくてもできる部分はあるということですので、そういうのもちよっと考えていただければと思う。私は町民のいろいろな皆さんの意見の中でも、あると思うんですよ。役場の職員、先ほど何か課長だけ増やした、ああだこうだと、そういう意見ばかりじゃないと思いますけれども、そういう点をですね、やっぱり考えた中でやっていければと思いますけれども、もう一度ですね、そんなに先ほど、先ほどっていうか、私全協の中なんかでも言ってますけれども、まあ、やるとしたら、4月のときとか、9月とかいろいろそういうことも言っております。中途半端の3月にやるとか、5月になんていうことはできないわけですので、もう少しですね、こういう議論が出るということは、納得してないから皆さんの話が出てくるわけですのでね、そこをもう少し考えていただければと思いますけれども。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今までもいろんな形で、私たちも時間を割いてこの方法を考えてきた中です。藤井議員がおっしゃるようなシミュレーションも、すでにいろいろ考えた上でここに至っているところです。ただ、やはりこれが100じゃないというのは、先ほど申しあげました通り潤沢に人がいるのであれば、もっと、先ほども皆さんがご心配していただいている通りの方が潤沢にできるのではないかと思います。防災を作ったり、もっともっと係長を作ったり、係長に昇格する世代が、近くにいるのであれば、とっくに上げてあげたいところでもございます。ただ係長という肩書きだけでなく、今の職員はそういったものを超えて、一生懸命この人数少ない中働いているところでございますので、やはりポジショニングとしては、やはりマネジメントできる課長クラス、そして今まで古い時代であれば、マネジメントだけを行っていけばよかった、人数もいた職場環境では今ないので、やはり課長も一緒にやって、汗を流していただくような状況になっております。こうしたところも実は10年ぐらい前から職員を管理とか、もっと前からですね職員管理とかいろいろ採用の抑えとか、いろんなことをやってきたんですけども、やはり不確実なところがあって、時代の流れで中途退職も増えたり、公務員を希望する方が減ったりというような今の現状を踏まえた上で、じゃあ、今やらなければならないということ、今回上程している次第でございますので、そこは皆さんご理解いただきたいと思うので、先ほど来言っているとおり、もちろん自分たちが上げてるものについては、当局側のすべての責任は自分にありますので、覚悟と責任を持って、この上程案を出させていただいているところでございます。それについて皆さんにこの議会の方でご議論いただいた上で、採決をお願いしているようなところでございます。

○議長（深澤守君） 藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 私が議員になってからですね、いろいろと不祥事などの問題が発生しまして、今の現状が大変良くないと、いうふうに思っております。それで何よりもやっぱり一番問題だと思うのは、途中でやっぱりやめてしまう職員が多い。そういうことがあると思いま

す。もしそれやめてなかったら今頃、係長になる人だっていたかもしれない。そういった意味で、その離職者をいかにして、減らす、なくすか。そういったものを、この新しい機構改革で、果たしてできるのかどうか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 離職については各自いろんな状況、環境がございます。ただ社会状況的にはどこの業界、そしてこのどこの自治体もですね、実はそれに頭を悩ましているような状況でございます。なかなか個人にこちらからやめてもらいたくないというような意見はもちろん言うところではございますけれども、いろいろな事情、もしくは価値観の相違等があって、離れていくところは、役場に限らず、いろんな業界でも耳に入っているところでございます。

ただ、やはり根本的な人材不足というのは、もう業界、すべての業界において今叫ばれているところで、それに対して、採用についても、いろいろな形で工夫をしてきているところです。今までなかなかそういうところまでやれてなかった部分を、自分になってもう一度見直して、新しい形でトライしているところでございます。今回の機構改革について、これじゃあ100%離職者が無くなるかというところについてはですね、非常にそこについてはわかりませんが、保証はなかなか申し上げられませんが、ただ職員とかとのコミュニケーションとる中で、やはり少しでもそういった方向に、この役場で働くことを、やはりしっかりと、続けていけるような環境づくりというのが必要と思って、今回の機構改革に臨んでいるところであるのは間違いございません。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） 1番、はい。私の考えですが、どんなにやはり辛い仕事でも、やりがいがある仕事、そういったものを、そういうふうと考えられる職員に育てることができましたら、やめないと思うんで、ぜひそういったところを、皆さんで考えていただいて、しっかりとやっていただきたいと思います。

○議長（深澤守君） 副町長すいません。手をあげてますか。

○副町長（木村仁君） 機構改革との関係で、細かい話で言いますと、やはりこの繰り返しになりますけども、総務課長の負担が減ることによって、その職員の管理、あるいは研修、育成、あるいはその働き方改革全般ですね、そういったところに目が届くようになる、あるいは時間が割けるようになる。係長ではなく、課長自身がやはりそういうところに意識を十分、届けられるようになるってことが大事だと思っておりますので、そういうことは、少しずつ変わっていくような環境にはなってくるんじゃないかとは思っています。

○議長（深澤守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） はい。2番。2つほどお伺いします。業務量が同じで同じ人数であれば簡単に言ってしまうと、あまり変わらないかと思うんですね。どういうふうに、それを職員

の負担を減らしていくかっていうことになれば、やはり事業の見直しや事業の効率化が求められると思います。こちらについては、事業の見直しが行われたのか、後、効率化の意味で言うとDXがどのくらい進んでいるのかっていうところとですね、あともう1つは、実務的な関係で先ほど副町長の方から予算の関係が出ましたので、予算を多分組んでいる中で、これによって多分こう組み方が変わってくるのかなと思いますので、そちらについても、どういうふうになっているのか教えてください。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） 業務の見直しにつきましては、具体的には現状の中でいうと、関係課の間は組み替えが今現在行っているところとしまして、個別の見直しというのは、何とか日常の中で行う、今回機構改革がないところも含めて、そこはやっていくべきだと思っておりますし、そこを、何て言うんですかね。やらなければいけない仕事が、役場やはりいくら、いくつでもありますので、なかなかどれをやめるっていう選択は難しい。難しいっていうんですかね、ところもあるんですけども、そこはやっぱり業務、DXも含めて、業務の仕事のやり方ですね、そこを変えることによって、余裕を生み出していくしかない、あるいはその職員のスキルを上げることによって、何ですかね、業務効率を上げる、その処理能力を上げるだとか、その時間短縮を行うというようなところで、まず図っていく必要があるのかなと思う。業務の見直しは当然それを行っていくべきかと思えます。で、後は何でしたっけ。DXにつきましては、そうですね予算措置が必要なものもあるものですから、今年度につきましては、当初予算で挙げたようなGIGAスクールとの関係であるとか、ディバイド対策のような、補助金のようなものを進めておりますけども、庁内向けの職員の職場環境ですかね、そういったところについてはまだちょっと来年度以降に、現状ではまだ検討して、どういったものが最適かっていうところを考えているような状況になっているところでもあります。もう1個、今回の機構改革に伴う予算というのは、現状の既定経費の中で対応いたしますので、それはございません、今後の課の編成に伴う、なんですかね、機構改革に伴う予算編成の、その例えば款・項・目の見直しのようなものにつきましては、それは今後も、今現状ではその既存の課の予算の中でやっておりますので、その整備できた段階で決定した段階で、改めて組み合わせてなり、見直しを図っていくようなことになるかと思えます。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） はい。まず1点目が、一番初めの私の質問にちょっと戻らせてもらいたいです。まず、諮問委員会の関係ですね、質問いたしました。結果、諮問委員会で承認は得られず、この議案を出してきたこと。こういったことについては、おそらく町政で初めてのケースではないかと私は思います。この逆なパターン、ケースはあったと思いますけれども、委員会で答申・承認が得えられず議案を出してきたことは、町政史上初めてじゃないかと私は思

います。それ思えば、私は、これは議案は、強行に強行で議会に出してきたと解釈をいたしますけれども、今一度町長の考えをお伺いいたします。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） はい。強行に出すのであれば、最初の行政調査委員会1回だけで、多分このように上程する方法もあったかと思います。ただ私としまして、今高橋議員がおっしゃる通りですね、完全にそれを無視してやるということではなく、やはり3度も集まっていたく機会をいただいて、その中でこちらも説明をさせていただいて、その中でいろんな質問があって、決まったものであれば、特に1回目で話が済んでいるのかもしれませんが、自分たちが説明をして、その後、いない場所で、欠席裁判じゃないですけど、そういった中で議論が行われたというような議事録も拝見している中では、やはりもう少し自分たちの説明が下手だったなというようなこともあり、伝わるべきものが伝わってなかったというような思いで2度目、3度目というようなことでお集まりいただいて、説明をした中でございます。その中で、委員の皆様方からもいろんな意見をいただいた中で、議決権があるのは議員、議会であるというようなことを委員の方々からも言われたものですから、完全に諮問委員会を無視してというようなことではなく、それを踏まえた上で、自分たちもやるべきことをやりつつやっているので、議会に委ねるという方向をとらせていただいたというのが、事実でございます。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は最低限、やはり委員会というのは住民の意思を反映させる場、それを3回ほどやってるということでありましてけれども、最終的にはやはり、これに対してどうかということではあったわけですね。そこのところは、やはり大いに尊重すべきことでなかったかと思います。それから町長が、先ほど覚悟と責任ということを書いてますけれども、それは町長が就任してから、常に覚悟と責任は当然あると思います。あるわけです。この議案に限らず、職員の不祥事や不適切な事務処理においても、覚悟と責任はあるのではないですか。そして、歴代のそれぞれの町長も覚悟と責任を持って町政に当たられてきたと思います。しかしながら、覚悟と責任を持って提出した議案も、その内容によって、議員は判断をしてきたと思います。町長が、覚悟と責任があるからとかなんとか、思いはあるかも知れないけど、それでも我々は、その内容が町のため、町民のため、職員のためにそういったことに本当になるのかということ判断し、最終的に、今までも、議員は判断をしてきたと考えておりますので、町長の覚悟と責任という言葉はわかりますけれども、これは当然あるものと、誰でも町長になられてから当然あるものということで、私は理解しております。これは回答は結構です。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） はい。自分が役場を辞めるときに、そういった覚悟と責任は持ったところでございます。当然、その時に役場にいらっしゃったので、高橋議員もそこは重々承知の上

だと、自分は勝手に思っているところでございます。当然、自分のポジションは、もうそういう付随するものでございますので、そこはもちろん、常日頃から感じています。災害についてもそうですし、いろんなものが自分の責任というのは、覚悟も責任も当然背負っている次第でございます。ただやはり、議会と当局が両輪ということで、両方とも、やはり重い責任を背負ってるところでございますので、議会との中で、今回上程させていただいてるところでございますので、その中で判断を仰ぎ、そこで出た結果につきましては、やはりそこをしっかりと受け止めるというところにも思っておりますので、それはご理解いただければと思います。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） それでは、もう1つちょっと質問させていただきます。これはこの機構改革の中身のことについて、1つ質問をいたします。

この議案においては、健康福祉課を2つに分けるという形になりますね。要は、単純に2つに分けるというふうには私は解釈しました。この2つに分けることが、機構改革で言っている業務の推進になるとは到底考えられません。逆にこれまでの課内の体制、4係多分あったと思いますけれども、そういった連携体制というのを逆に弱体化するじゃないかなと、いうふうにも危惧します。現状においても、町長が業務推進主体、地域包括ケアや、子育て支援の充実に職員を増員できる体制じゃないじゃないですか。これは、また健康福祉課においては、災害時、避難所対応という大きな役割があると思いますね。台風が来たら避難所やったり、地震が来たらまた避難所を開設したりと。そういったことも、この今の健康福祉課の業務にはあると思いますね。課内の今の職員4係で、それでやった方が逆に負担を分散できて、本当に体制として合理的じゃないかなと、私は考えますけれども。課を2つにして横断的にやればよいという考えはもしかしたらあるかもしれないけれども、やはり課を2つにすると、そういった弊害というのは出てくる可能性もあるわけですね。ですから、私はこういった2つに分ける、ここを単純にですね、こういったことが、今の理由で合理的ではないと考えますけどもいかがでしょうか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） はい。皆さんもご存じの通り、元旦に能登半島地震が起きました。その中で一番最初に登庁してくる中でも、各課の判断する中で、登庁した職員が、当日、そうですね6時間ちょっと経った時に、あそこは、穴水町でしたかね、静岡県が行ってる穴水町でしたけども、5人しか登庁できなかったと。しばらくその状態が続いている中で、いろんな業務をしなければならない、そういったところがございました。そういうことも踏まえながらですね、やはり課を今回、2つに分けるというところで、心配されている避難所の運営の部分についても、2人の課長がやはりそこをしっかりとできるというようなことで、防災については考えているところでございます。ですので、防災上の課題についても、自分もいろいろな形で防災に

携わってきてる中で、そういった判断のところに至っておりますので、避難所の運営等の問題、いろんなことが当然、いろんな学びの中で、いろんな関係者とも話をして進めてきているところでございますので、そういった心配の部分については、こちらもそういった関係者との話をしつつ進めているところでございますので、そこは100%であるというような、防災に100%というのはないですけども、よりよいものを目指すというところは進んでいるところでございます。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 町長はそういう答えですが、これは課長の中でも大いに議論されたことじゃないかなと思います。単純に本当に、これは2つに分けただけというようなことですね。それで職員が少なくなれば、副町長が言ったようにマネジメント、目が行き届きやすくなるということをやったと。だけど、いうふうなこと。こういうふうに私解釈しました。実際にこの2つに分けることについて、意見出ませんでしたか、職員の方とか、そこをちょっと教えてください。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） 各課長に話を聞いた中では、他の課の課長から経験者等も含めてですけども、やはり健康福祉課の課長、課の負担が大きいので、そこは分けてもいいんじゃないかという意見はいただいております。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。先ほどから防災の話、そして総務課の業務の話は出ておりますが、今回総務課については検査管理係を持ってくるけれど、財政係は手放す、あるいは庁舎の管理も他のところへ持ってくというようなことは、資料の中から読めるわけでございます。それで、他の市町と比較したのがあります。賀茂郡内5町組織比較という中で資料いただいておりますが、財政係っていうのは全体を見ますよね。どこも手放していません。全部総務課が持ってるわけです。そして、逆に防災課を作って防災の方を切り離して、財政を待たせる。研修、人材育成のところでは、やはり全体を見る意味でも、財政係を全体で見て、総務課というところは全体で見るんじゃないでしょうか。検査係はそこへ持ってって全体で見たほうがいいかなっていうことで、持ってみたいですけど。その他のところと比べて、このところ市町はすべて防災課というのを設けて、分けているわけでございます。その考えがちょっと違う考え持ってるんですけど、その他市町のところのメリット・デメリット、あるいは松崎町のメリット・デメリットをどのようにお考えでしょうか。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） 一番初め的小林議員のときのご回答でもいたしましたけども、県庁の方は今、財政部門は総務部、今経営管理部と言いますが、そこから離れておまして、職

員の管理のようなところと財政部門は分かれています。ですので今、何が正しいかというのはいろいろ考え方はあるでしょうけども、絶対というものはないかというふうな考えを持っています。検査部門を総務課に持っていったのは、工事の施工を行っている産業建設課で、そういった検査を、例えば同じ、なんですかね、工事の施工の管理の責任者である産業建設課長が自分たちのところで作ったものを検査するのはいかがなものかというところを、県の方から再三指摘をされていたものですから、それは、全庁を、そういう工事だったり物を管理するべき総務課に置くのが、ふさわしいのではないかとこのところでは、それを、じゃあ企画財政課でやるのかとか、今度新しい地域振興課でその入札業務をやるってのはちょっとそういう意味では、どこに持っていかってなれば総務課になっていくんじゃないかということで考えております。メリット・デメリットというのは、特に、具体的なものはないのではないかと考えておりますけれども。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。検査係は、この表で言いますと西伊豆町さんとそれから、河津町さん。その2つですかね。他の市町も持っています。これは全体を見るということで、入れてきたのではないかと思いますけど、一方で、防災係は離れているという、今、副町長は県からいらっしゃった方で、県の話をしていましたけれど、残念ながら、ここは部長制をひいておりませんので、部として見る、全体を見るってことはできないわけです。したがって、それは、どうするかなという中では、私は、総務課が全体を見ているんだろうと、研修から人事のところ、それから、全体のもの、お金の動き、そういったものを見ているのだろうと思います。したがって、財政係というのを置いておく。これすべて、他の市町もすべて、財政係を総務に置いています。これ、全体を見るという意味で、全体を見た中で、人材育成、研修をしていく、それを切り離してしまったら、全体がわからない中で研修計画を立てることが起きるのではないかと思います。そして、防災について、先ほどから、相当、防災について、おっしゃられているんですけど、どういうわけか他の市町は、すべて防災係というのは他の課に分けている。財政係を入れている代わりに、防災係は全部分けています。そのあたりの議論はなかったんでしょうか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 防災係については当然、議論はしております。、他の自治体の防災係が分かれているところについては、総務との連携協働については、もうやっていますので、そこについては、それこそ皆さんがおっしゃってる課長を増やすところがどういうことかという議論にもなってきておまして、うちの場合は、今回については、総務課の負担を、先ほど言った通り減らすことによって、防災に力を入れるような仕組みを作るという判断に至ったところでございます。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） 総務課の業務として、職員育成の部分と財政が同じ方がいいんじゃないかっていう、その職員管理の部分と財政部分、同じ方がいいんじゃないかと。議論あるかと思いますが。従来、確かにそれでやってきたところですね、それは県であっても市町村であっても、行政組織、組織全体の庶務というんですか、全体を管理するという意味で、そういう形で総務部、あるいは総務課っていうのがあったんだと思います。ただ、繰り返しになりますけれども、今のようなこの情勢の中で、首長の判断を政策にスピーディーに実行していく、あるいは効率的に意思決定を伝達したり職員を動かしていくということになった場合には、どういった組織がふさわしいかってのは、いろんな形が考えられてどれが最適かというのはなかなか難しいので、総務課の中に財政係を置くっていうのも1つの考えですし、今回私共が提案するように、企画財政課という形で独立させるのも1つの案だということで、ご理解をどういったものを選択するのかということの判断の1つの案としてご提示させていただいてるというふうにご理解いただければと思いますが、ただ、繰り返しになりますけれども、現実問題として、総務課長が職員管理と人事、財政と防災と大きな町の施策3本を、一手に課長として担っていくのは、それは相当負担が大きい。予算でも、議会の中でも、総務課長と企画観光課長の答弁時間がかかり長くなってしまったりだとか、それは答弁するのは当然なんですけれども、その準備、あるいはその関係との調整なんかも含めて、その負担が大きい、それは、係長が何人いても、課長が1人であれば負担は変わらないわけですので、そこを何とか、やはり仕組みを変えることによって、円滑に回るようにするというのを考えているわけです。長くなって申し訳ないんですけども、今言った総務、人事、財政、防災、3つの業務持つてることって、県との会議がそれぞれ3種類出なければいけないだとか、関係市町、近隣市町との会議に出なければ課長会議、防災担当課長の会議、総務担当課長の会議、財政担当課長の会議、それぞれ課長が1人で出なければいけない、そういう企画観光課長も同じなんです。それは係長では代役にならないものですから、その課長の負担を減らしたい。そういったところが、結果的にマネジメントの効率にも繋がっていくということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（深澤守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

小林君。

○6番（小林克己君） 今回の機構改革のこの案であります、とても実効性のある改革の案とは考えられないので、私はこの案に反対いたします。

○議長（深澤守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

田中君。

○5番（田中道源君） 私はこの本案に対して賛成いたします。今ある課題を何とか解決しようとする中で課長の負担を減らすってということを、何とかするために、今ある現状の中でやりくりしようという、苦肉の案だと思いますので、こちらの案賛成させていただきます。また、これで終わりにするのではなく、その後も、人員の増加であったりとか、別のところにもちゃんと力を注いでいくということですので、ぜひこの案賛成させていただいて、進めていただけたらと思います。以上です。

○議長（深澤守君） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は本議案に反対をいたします。理由は3点あります。1点目は、職員数が現状、不足している中では、まずは計画的な職員の確保、及び業務事業内容の見直しに、全力を尽くすべきであると考えます。組織能力を超えた戦略業務の実施は職員の負担になるばかりか通常業務にもミスをもたらすこととなります。職員体制をしっかりと整えてから機構改革を行う方が、政策の実現がよりスムーズになると考えます。2点目は、職員の人数が変わらない中、課を2つ増やすということは当然ながら課長職が2人増えるということであり、現状でも、係員の指導育成に苦勞している課長補佐、係長職層が薄くなってしまふ。プレーヤーを減らしてまで行うことではないと考えます。3点目は、この機構改革が、行財政の合理化、効率化に寄与するとは思えません。例で言えば、健康福祉課を単純に2つ分けることが、業務の推進になるとは到底考えられず、これまでの課内の連携協力体制が、逆に弱体化する恐れもあるのではないかと思います。私は、機構改革が、社会環境の変化への対応や、町長が言う政策の推進のため必要になるということは認識はしていますが、今やるべきことなのか。組織の現状分析や対応が不十分な中では、かえって職員のモチベーションの低下に繋がりがねないと私は考えます。今やるべきことは仕組みを変えることではなくて、計画的に職員数を確保し、仕事のやり方やスクラップアンドビルド、予算編成方針にも謳っているスクラップアンドビルドで事業を見直し、まずは職員体制の足元をしっかりと固めることが重要であると考えまして、反対討論といたします。

○議長（深澤守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。菜野君。

○2番（菜野良枝君） はい。私は本案に賛成いたします。ですが、これ、委員会で答申が得られなかったことについては、やはり残念に思いますし、ですのでもろ手を挙げてっていうよ

りはですね、現状、このままでいたら、この体制でずっと続けてきた結果、何人の職員が辞めていったか、何人の職員が病んでいったかというところに、とても心配をしております。このままでいくと、また、退職者が、しかもですね、定年退職を迎える方ではなくて若い職員が辞めていっているわけです。ですので、そういった職員が、このままの体制でいくと、また、そういう職員が出てしまうのではないかと。また、病んでいってしまう職員が出るのではないかと。ということからですね、やはり現状打破して欲しいというところがあります。ですので、賛成するわけですが、やはり事業を見直したり、その事業を効率化しないと、職員の負担は変わりません。ですので、やはりDXを強く推進して行って、職員が働きやすい環境を整えていくことを、に努めていただきたいというお願いをして、賛成いたします。

○議長（深澤守君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号、松崎町課等設置条例の一部を改正する条例についての件を挙手により、採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤守君） 挙手、少数であります。

よって、本案は、否決されました。

暫時、休憩いたします。11時30分まで、休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（深澤守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第3号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（深澤守君） 日程第6、議案第3号、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第3号、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（深澤守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） はい。それでは、議案第3号、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。本議案は、国、法務省となりますが、と市区町村の戸籍システムの連携により、本籍地の市区町村以外の市区町村でも、戸籍証明書等の交付が可能となることなど、戸籍法の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令、及び、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、広域交付による戸籍除籍謄本の発行の手数料。戸籍除籍電子証明書の発行に必要な、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料などの規定を定めるため、手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。お配りした資料でございますが、議案をめぐっていただいた2枚目が、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例の改正文でございます。その次に、第3号、議案第3号資料として、新旧対照表が2枚ございます。また、その次に、議案第5、第3号資料その2として、要旨が1枚ございます。改正文により、既存の松崎町手数料徴収条例を改めるものでございますが、議案第3号資料その2、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例の要旨により説明をさせていただきます。

まず、大元となる、戸籍法の改正につきまして、説明をさせていただきますが、裏面の下側にあります。かぎ括弧の、戸籍法の改正。というところをご覧ください。戸籍法の第120条の2において、自らや父母等の戸籍または除籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村でもの窓口でも、マイナンバーカード等で適切に本人確認をすることにより、戸籍または除籍の謄本の請求を可能とするものでございます。この本籍地以外の市区町村での戸籍除籍の謄本の発行事務を広域交付と言っています。こちらの方が可能となるということになります。例えば、西伊豆町に本籍のある方が松崎町の窓口で戸籍の請求ができるようになります。逆に松崎町に本籍のある町外に、町外に住んでいる方でも、現在住んでいる近くの市区町村で、戸籍の謄本が請求、謄本等が取れるようになります。また、第120条の3では、自らや父母等の戸籍または除籍について、電子的な戸籍、除籍記録事項の証明情報、電子証明書とありますが、の発行を可能とするものでございます。また、オンライン上で、行政手続きをする際に利用可能な戸籍電子証明書を発行するというものでございます。例えば、パスポートの発行申請において、申請書とあわせて、戸籍電子証明書提供用の識別符号を申請先の行政機関に提示することによりまして、行政機関において、申請者の戸籍電子証明書を確認することができるようになりますので、紙による戸籍証明書等の添付が不要となります。このように戸籍法の改正が行われたことに伴いまして、資料その2の表の方に戻っていただきまして、概要でございますが、1の概要でございますが、戸籍法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に

定められている手数料の標準額の見直し及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する、総務省令で定める金額等を定める省令の改正に伴いまして、松崎町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。基となる政令省令の改正内容でございますが、(1)として、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めたもの。(2)として、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の徴収対象とならない方法として、情報提供等の記録開示システム。マイナポータル等と言いますが、を使用する方法を規定したものでございます。3の施行期日につきましては、令和6年3月1日となります。

4番ですが、松崎町手数料徴収条例の一部の改正につきまして、一部の改正する部分として、表にまとめたものとなります。第2条第1号及び裏面になりますが、第4号のところでございます。こちらにつきましては、本籍地以外での戸籍、戸籍が第1号で又は除籍除籍が第4号の方になりますが、の謄本等の交付事務広域交付の事務を追加してございます。手数料は改定なしで、戸籍の場合は450円。除籍の場合は750円となります。裏面の方でございますが、第2条の第3号及び第6号のところでございますが、戸籍の方が第3号、除籍が第6号の方になりますが、電子証明書提供用識別符号の、発行事務にかかる手数料を定めたもので、戸籍の場合は400円。除籍の場合は700円として、新たに追加をしてございます。ただし、電子情報処理組織、マイナポータル等を使用する方法で請求発行を行う場合、及び、同一事項の戸籍謄本等を同時に請求する場合は手数料を徴収しないこととなっております。第2条第7号及び第8号につきましては、電子化された届書等の情報の内容証明及び閲覧に係る事務の追加で、手数料は改定なしの、350円となっております。3枚戻っていただきまして、条例の改正文の裏面の方でございます。一番最後の付則の施行期日は、令和6年3月1日から施行するものでございます。

今回の改正は、戸籍法の改正により、国と市区町村の戸籍システムの連携により、戸籍謄本等の証明書発行等の手続きの簡素化や利便性が図られることに伴う手数料徴収事務の見直しでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（深澤守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。今回は国の方でシステムを変えるっていうことで、出されたものだと思います。この料金の設定については、それも国の方で指定されてきたものなんじゃないかな。確認の意味で質問します。

○議長（深澤守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） その通りでございます。政令及び省令で定められたものでございます。

○議長（深澤守君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（深澤守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

（午前11時43分）

---

#### ◎議案第4号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（深澤守君） 日程第7、議案第4号、令和5年度松崎町一般会計補正予算（第7号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第4号、令和5年度松崎町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） はい。それでは、議案第4号、令和5年度松崎町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。お手元の一般会計補正予算書第7号をお願いいたします。

1 ページ、歳入歳出予算、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5696万9000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表でご説明いたします。第2条繰越明許費の追加につきましては、第2表でご説明をいたします。2ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算の補正額になります。まず歳入からご説明をいたします。款、項、補正額の順に読み上げます。10款地方交付税、1項地方交付税、107万5000円。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3017万5000円。歳入合計補正前の額、43億2571万9000円、補正額、3125万、補正後の額、43億5696万9000円でございます。

続きまして歳出、3ページになります。同じく、款、項、補正額の順に読み上げます。6款商工費、1項商工費、3125万。歳出合計補正前の額、43億2571万9000円、補正額、3125万、補正後の額、43億5696万9000円でございます。続きまして、繰越明許費の補正額になります。4ページの第2表をご覧ください。6款1項商工費物価高騰対策プレミアム商品券事業3125万円ですが、今回、商工会に業務を委託しますが、事務処理の関係から、翌年度に繰り越します。続きまして、補正額の財源内訳についてご説明をいたします。6ページをお願いいたします。今回の歳出の補正額の合計は3125万円でございますが、こちらは全額、国県支出金となります。それでは内容につきまして、歳出からご説明いたします。9ページをお願いいたします。6款1項商工費、2項商工振興費、18節、負担金補助及び交付金3125万円は、物価高騰対策プレミアム商品券事業分となります。30%のプレミアム率のついた1冊5000円で6500円使用できる。商品券を1万9500冊発行する予定であり、1人6冊まで購入が可能となるものです。5月か6月には利用可能とする予定であります。また、200万円は、商工会の事務費となります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。7ページにお戻りいただきたいと思っております。10款1項1目1節、地方交付税、107万5000円ですが、再配分が行われた、地方交付税の未予算化分を歳出に不足する額に補填いたします。8ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節、総務費国庫補助金。3017万5000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

すいません。申し訳ありません。すいません。6ページの関係になります。私、ここを国県支出金、3017万5000円と申しましたが、それに加えまして一般財源が107万5000円加わります。すいませんでした。よろしく申し上げます。

○議長（深澤守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。今スケジュール的に5月、6月というお話がありましたけど、これは繰越で、5月、6月の制限というか何かあるんでしょうか。2つあるんですけどまずそこはどうでしょう。

○議長（深澤守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） はい。事業実施5月、6月になっておりますけれども、こちらは大きくは商工会の方で繰越の会計処理ができない関係で、新年度にならないと事業、執行が始まらないというところがありまして、4月から始めますと、どうしても早くても5月か6月になってしまうということがございます。ただ町の方の予算といたしましては、当初予算あるいは今年度の、今回のように5年度で取って繰り越すという2つの方法があったわけですが、多少でも予算早く取った方が商工会の予算のかからない内での事前の準備ということができるものですから、そういった形もありまして、今回補正予算ということでちょっとお願いしたものでございます。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。スケジュールの関係がわかりました。ただ今年度に出さなければならぬということではなくて、次年度に繰り越されるということでもわかりましたけど、全協のときにお話しましたが、地域カードの関係は何か調べられましたでしょうか。

○議長（深澤守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） はい。全協のときに地域通貨の関係、高柳議員と田中議員の方からもお話があったわけですが、それについては検討いたしますということでご回答させていただいたことで、まだその具体的な検討はさせていただいてはおりません。前に以前に田中議員から一般質問でその関係でいただいたときかなり調べたペーパーがございますけれども、その後のについてはまだ調べられておりませんで、それは今後ですね、調べて検討させていただきたいと。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。まだ調べられてないということで、その是非の検討はもちろんされてないと思いますけど。これでもう何回かプレミアム券ということでやってきたわけです

けど、プレミアム券やると、私が思うには、やはり不公平な方がいらっしやる。これ物価高騰で町民の住民の皆さんが対象でありながら、実際には使える人が限定されるということになると思います。そういう点で、地域カードっていうのは地域カード登録された方がどなたでもできますので、そちらの公平性あるように思います。ただ、コストが入ってくるお金以上にかかってはこれは困るわけですけど。ただ、今後のことを考えていると、お隣の町で地域カード使ってますけれど、もうすでに地域カードがチャージの制約とかそういうのを制限することによって、もうすでにもう始まっちゃってるわけですよ。それを延長でできる、そういった便利さがある。今後もし、こういうことあるかどうかわかりませんが、あった場合には、容易にそこに入ることができる。そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（深澤守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） はい。地域通貨の関係で、利便性のことも高柳議員のおっしゃる通りでございますし、また、コストの関係での、またちょっと懸念しなきゃいけないというところもありますので、その辺は相対的にメリット・デメリットはあると思いますので、あるいは町の事業者の方の対応ができるかどうかといった問題もありますので、相対的にちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。一番の問題は、参加していただける商店の方、あるいは業者の方が問題になるというようなことを言われています。そういったこともありまして、我が町で、どのくらいの方が参加していただけるのかと言うことが、なんていいますか、ま、1回やってみればですね、今後、そういったことが起こった時に、速やかに対応できると思いますので、ぜひ調べて、また教えていただきたいと思います。そういうこと、できますでしょうか。

○議長（深澤守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） はい。こちらのほうで、地域通貨の関係、検討させていただきますので、今後の、ちょっといつになるかわかからないですけど、議会の全協なりの場面で、ちょっとお伝えをしたいと考えています。

○議長（深澤守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する人なし)

○議長（深澤守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は、議案第4号、令和5年度松崎町一般会計補正予算（第7号）に賛成をいたします。現在の価格高騰によりまして、消費者、また、事業者は、大変厳しい状況の中、本補正予算は、国の地方創生臨時交付金を活用して、町内での消費喚起と物価高騰による家計負担の軽減を図るプレミアム商品券事業を行うものであります。物価高騰対策、経済対策は、町民生活に直結するものであります。早期の事業執行をお願いいたしまして、賛成いたします。

○議長（深澤守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、令和5年度松崎町一般会計補正予算（第7号）についての件を挙手により採決します。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（深澤守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

(午前11時55分)

---

#### ◎議案第5号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（深澤守君） 日程第8、議案第5号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第9、議案第6号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第3号）についての件を、一括議題といたします。議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議長。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第5号、令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第3号）についてと、日程第9、議案第6号、令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第3号）についてを一括で説明をさせていただきます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 初めに、議案第5号、令和5年度松崎町水道事業会計補正予算第3号についてご説明いたします。予算書1ページをご覧ください。第2条収益的収入及び支出でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次の通り補正するものでございます。科目、補正予定額の順で読み上げさせていただきます。

初めに収入でございます。第1款水道事業収益、25万7000円。内訳といたしまして、第1項営業収益ゼロ、第2項営業外収益、25万7000円。第3項特別利益、0でございます。続いて支出でございます。第1款水道事業費用、マイナス274万3000円。内訳といたしまして第1項営業費用、ゼロ、第2項営業外費用、マイナス274万3000円、第3項特別損益、ゼロでございます。第3条資本的収入及び支出でございます。読み上げます。予算第4条本文括弧書き中、不足する額9077万8000円は、過年度分損益勘定留保資金728万7000円、当年度分損益勘定留保資金4969万7000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、379万4000円及び減債積立金1000万円、建設改良積立金に1000万円で補填する。不足する額9077万8000円は、過年度分損益勘定留保資金728万7000円、当年度分損益勘定留保資金、4669万7000円、当年度分、消費税及び地方消費税資本的収支調整額679万4000円及び減債積立金1000万円。建設改良積立金2000万円です。

2ページをお願いいたします。補填するに改め、資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正するものでございます。初めに収入でございます。第1款資本的収入、3300万円。内訳として、第1項加入金ゼロ。第2項企業債、3300万円、第4項繰入金、ゼロでございます。続いて支出でございます。第1款資本的支出3300万円。内訳として第1項建設改良費3300万円。第2項企業債償還金、ゼロでございます。第4条他会計借入金でございます。借り入れの目的、限度額借入の方法、利率及び償還方法は、次の通りでございます。1として借り入れの目的。八木山浄水場設備改良事業に充てるものでございます。限度額は3300万円。借り入れの方法は証書借入利率は1%以内。償還方法は借入先の貸付条件によるものでございます。

予算の内訳をご説明いたします。13ページをお願いいたします。資本的収入及び支出からでございますが、収入でございます。1款2項4目、消費税及び地方消費税、25万7000円を補正するものでございます。支出でございます。1款2項3目、消費税及び地方消費税でございますが、274万3000円を減ずるものでございます。これは後程、この後説明する資本的支出において、300万円の消費税を見込んでおりまして、仮払消費税と借受消費税の額が仮払消費税の方が多くなったことにより減額するもの、また、収入の方でご説明した、減額を超える分についてを還付を受けるものですので、還付を収入として見込んだものでございます。14ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、1款2項2目、他会計借入金3300万円を補正するものでございます。内容といたしましては、備考欄にございますが、温泉事業会計からの借入金を3300万円計上するものでございます。続い

て支出でございます。1款1項1目、改良費でございますが、工事請負費に3300万円を計上するものでございます。内容といたしましては、八木山浄水場の設備に対する改修工事を行うものでございます。内容といたしましては、昨年12月の下旬に浄水場において異常が出ました。異常の内容は、浄水場において、直接的な機能が、濁度を濁りをなくす機能、それから、その後、滅菌等する機能に移る、大きく仕組みがに2つに分かれるわけですが、その仕組みのうち濁度を落とす機能が、浄水場の中の急速ろ過装置にございます。この急速ろ過装置の方が、定期的に自動的に圧を感知いたしますと、ろ材を洗浄するという逆洗という機能がありますが、その逆洗が必要以上にかかる状態になりました。メーカーに点検してもらった結果ですね、土砂等の混入もありまして、それは長年の間に蓄積されたものを堆積したものだと思われましても、土砂等の混入により、過度な圧力がかかり、適切な状態にならなくなっていた。なっていなかったということでございまして、その点検の応急処置としてその堆積した土砂の、搬出、取り出しをしたわけでございますが、あわせて、点検の中で炉材そのものについての交換も、メーカーが推奨する時期を過ぎておること、また、ストレーナーという水を通す、濾す装置がラインに308個ついてるわけですが、それらについても、メーカー推奨する交換時期をすでに過ぎてるということでありまして、また抜本的な対策としますと、それらを交換する必要があるということでございましたので、それを行うために計上させていただいたものであります。7ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。動いてるところをご説明いたしますが、7ページ中の中段ほど、機械及び有形固定資産の機械及び装置のところ、3000万円補正をいたしております。設備の投資により3000万円の減価償却を、機械及び装置の資産が計上されるというものでございます。8ページをお願いいたします。下から3行目ほどのところに、他会計借入金の建設改良等の財源に充てるための他会計借入金とございますがここに、先ほどの温泉会計から借りる3300万円が入ってきているものでございます。11ページをお願いいたします。下から3段目のところのほどに当年度純利益でございますが、当年度純利益に動きはなく、一番右側の方に2270万3265円になるものでございます。6ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございますが、ただいま申し上げました、当年度純利益2200千円、まるめにしておりますけれども2270万3000円を初めといたしまして、それぞれの活動をキャッシュ化するわけですが、一番最後のところをご覧ください。資金期末残高、右側が2005万5000円ということで、既決予定額に変更を及ぼすものではないでございます。資金については借りてということでございますのでここに動きはないというものでございます。水道事業の説明は以上でございます。

続いて、議案第6号、令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。予算書の1ページをご覧ください。第2条資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書き中、不足する額408万1000円は、過年度分損益勘定留保資金379万円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29 万 1000 円で補填する。不足する額 3708 万 1000 円は、過年度分損益勘定留保資金 3679 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29 万 1000 円で補填するに改め、資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正するものでございます。こちら科目、補正予定額の順で読み上げます。初めに収入でございますが、第 1 款資本的収入、第 1 項加入金、補正予定額はゼロでございます。続いて支出でございます。第 1 款資本的支出 3300 万円。内訳として第 1 項建設改良費 0、第 4 項他会計貸付金 3300 万円でございます。内訳をご説明いたします。11 ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入の補正はございません。支出の方でございますが、1 款 4 項 1 目、他会計貸付金、こちらに 3300 万円を計上するものでございます。先ほどの八木山浄水場の改修にあたる 3300 万円を、水道事業会計に貸し付けを行うというものでございます。6 ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございますが、6 ページの下から 3 行目ほどのところに他会計貸付金とございますが、3300 万円を計上するものでございます。その下 7 ページの一番上のところですが、それにより、流動資産の現金預金を 3300 万円減少するというものでございます。9 ページをお願いいたします。9 ページの下から 7 行目ほどのところに、当年度純利益でございますが、右側をご覧くださいマイナス 512 万 9699 円とございますが、当年度純利益で変わりはないというものでございます。5 ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございますが、ただいま申し上げました、当年度純利益マイナス 513 万円を、初めといたしまして活動をキャッシュ化してるわけでございますが、動きについては、水道事業会計に 3300 万円を貸し付けて、現金を減らすというものでございまして、一番下をご覧くださいますと、資金期末残高、既決予定額は 6 億 4690 万 6000 円とございましたが、3300 万円貸し付けることにより、それを減少させて、6 億 1390 万 6000 円となるものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（深澤守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

小林君。

○6 番（小林克己君） 6 番。今回は八木山の浄水場の設備の改修ってことだと思いますけども、これによって耐用年数とか、多分伸びるのではないかと想定されますけども、どのぐらい耐用年数が延びると想定されてますでしょうか。

○議長（深澤守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） はい。耐用年数というご質問でございますが、八木山の浄水場の中のこの急速ろ過設備については、昭和 44 年に建設されたものでございます。以降、平成 4 年、平成 10 年、平成 27 年と、濾材の交換ですとか、先ほど申し上げたストレーナーの交

換を行ってきたところをごさいます、最後に行った平成21年からもう15年ほど経過をしてるということでございまして、もともと更新を見定める時期であったということではございしますが、異常を先に出たものによって改めさせていただくというものです。一般的にはメーカーの推奨といたしますと、濾材ですとか、ストレーナーの交換というのは、10年ぐらいに1回程度を行うのが望ましいというのがメーカーの推奨でございしますが、昭和44年以来、3回の更新しかしてこなかったというのが実情でございまして、メーカーの話としても、10年を推奨するものの、もっとたくさん長く使っている自治体は、多数あるということでございまして、点検をしながら改修をしていくということになろうかと思いますが、今回更新したものについては、メーカー推奨というお話で申し上げますと、10年程度というものでございまして。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。これは温泉会計から、水道会計へと貸し出してやるって話ですか。実際、本来は水道は水道で賄えるというのが理想なわけで。水道料金のやはり値上げとかなんかも絡んでくるのではないかと思います。その考え方が1点と、それから、ちょっともっと大きな話なんですけど。今度の石川県の方の災害におきまして、耐震の配管っていうのがクローズアップされてきてます。そういうのもやられてると、配管を変えるっていうことをやられてると思うんですが、ちょっとそこは、この案件と若干外れるところあるかもしれませんが、考え方がありましたらお願いします。

○議長（深澤守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） はい。初めに財源のご心配についてのお話、ご質問でございすけども、令和4年度の雲見の災害以降、一般会計から補助してもらっているという状況でございまして。すでに令和4年度の当初予算を組むにあたって、もう蓄えがない状態になっていたことの表れであるわけですが、それ以来本年度の予算もそうですし、一般会計の繰り入れをさせて、してもらってるところであります。この点についてこれまでも、私どもの方からの説明は、令和7年度の当初からを目途に、料金改定の検討をいたしますと、今まさにしてるところでございすけども、令和7年度に料金改定をするにして、どのぐらいの上げ幅にするのか、その上げ幅が1回で済む上げ幅なのかということが、今検討中でございすけども、そこら辺のこの動きも見据えながらですね、水道事業会計をどうしていくかってことを、考えてるわけですが、当然令和6年度の当初予算においても同様の話になるものですので、どう組んでいくか、令和7年度の料金改定を、どう見通すのか、また令和7年度以降も、しばらくの間は、新しい料金で持たせなくちゃいけないものですので、そこをどう見定めるのか。またもう倒産寸前状態一般会計からの繰り入れを受けても、倒産寸前状態であって、ちょっと何かがあると、全然対応できないような今会計状況を表してるものであると思いますので、どの程度の補填財源を確保すればいいのか、またその確保すべき補填財源を何年程度で、確保するのか、いっぺ

んには無理だというふうに、今現在も認識をしておりますので、正常な水道事業会計の経営状態に持っていくために目標を、どの、何年度ぐらいに定めて、またそれまでに、補填財源をどうする。料金改定も含めた中で考えていくというところまでございまして、今経営戦略等もまとめる最中ございまして、そこら辺を念頭にした上でですね、検討をしているという状況でございます。

それから、2点目の能登の地震に関するお話でございますが、耐震が整っていない管路というのはございます。今ちょっと手元にはございませんので、詳細申し上げることができませんけども、耐震化されてない管路というのがございます。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） はい。今回八木山の浄水場の設備を改修するという事で不具合が生じているところを直すということで、これは早急にやっていただきたいと思いますが、私は、八木山の浄水場の水源は、確か表流水、川であったと思いますね。やはり、川というのは、今山が荒れてて、当然土砂が川に流れてくると、いうのは、もう昔より以前よりかなり多くなってるんじゃないかなと思います。そういった面でこの水源の管理というのに非常に苦慮してるんじゃないかなと。思いますけれども、ここの水源の管理について、どういった配慮してるとか、その考えがあったら教えてください。

○議長（深澤守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） はい。八木山の浄水場に来る水源については、議員おっしゃる通り高野の方の水の表流水をとっているものでございます。日常的にも管理点検をしているところございまして、近年になってから、急激に土砂の混入がというような認識は持ってはいないんですけども、結果的に濁った水が、先ほど申し上げた急速ろ過装置に入ってきて、濁度を落とす処理をするものですので、濁った水が、度合いが、増えれば増えるほど、濾材の機能というのの落ちるのスピードが速くなるということでございますので、平成21年以来15年間、手をつけてなかったわけですが結果的に補正を取ってやらなくちゃいけない事態になっているものですので、極力そういうことにならないようにですね、一定程度の点検も織りまぜつつやっていきたいなというふうには思っているところです。

○議長（深澤守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

初めに、議案第5号、令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第3号）についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する人なし)

○議長(深澤守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番(高橋良延君) 3番。私は本議案に賛成をいたします。24時間365日、綺麗で安全な水が飲めるということも、水道職員の日々の努力があつてのものだと思います。設備もかなり老朽化してきている中で、今後も、日々の適正な維持管理に努めていただくことをお願いしまして、本議案に賛成をいたします。

○議長(深澤守君) これより議案第5号、令和5年度松崎町水道事業会計補正予算(第3号)についての件を挙手により採決します。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤守君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

(午後0時21分)

○議長(深澤守君) 次に、議案第6号、令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算(第3号)についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する人なし)

○議長(深澤守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する人なし)

○議長(深澤守君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号、令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算(第3号)についての件を挙手により採決します。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤守君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（深澤守君） 以上で本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

これにて、令和6年松崎町議議会第1回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時25分



以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員